

*South China - Asia Business Report*Vol. **59**  
Jan / Feb  
2017

# 華南・アジア

## ビジネスレポート

### CONTENTS

#### Briefs & Editorial

#### Topics

2016 年下期為替市場の回顧と 17 年上期の見通し……………	3
～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～	
香港の賃金動向……………	6
～2016 年の回顧と 17 年の展望～	

#### Regional Business

<b>Vietnam</b>	
ロイヤルティーに関する税務上の留意点……………	10
<b>Vietnam</b>	
投資法の改正案……………	14
<b>India</b> インドビジネス最新情報 [23]	
均等化税の概要……………	17
<b>Indonesia</b>	
インドネシア会社法上の「買収」手続き……………	20
<b>Malaysia</b>	
2017 年度マレーシア予算案における税制改正……………	25
<b>China</b>	
非居住企業による中国法人持分の譲渡取引の要点……………	29
<b>Macro Economy</b>	
アジア経済情報: アジア経済概況……………	34

## Briefs

### Topics

#### 2016年下期為替市場の回顧と17年上期の見通し ～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

2016年下期のドル円相場は一時、100円割れを試す局面が散見されたものの、11月の米大統領選挙でトランプ氏が勝利したのを境に、急上昇する展開となった。金利も同選挙を機に上昇し、12月にはFOMCでFRBによる利上げと17年の利上げ見通しの上方修正が実施されたことを受け、ドル円は米国大統領選挙後わずか6週間で101円台から一時118円台まで上昇した。17年はトランプ氏の大統領就任後、保護主義的な通商政策を受けてドル高の流れは一服し、17年上期末は112円程度と見込む。日銀も現状の金融政策を維持するだろう。

一方、16年下期のオフショア人民元相場は元安が進行し、16年末は6.97台後半での推移となった。過度な人民元安進行を防ぐため、当局は引き続き資本流出圧力の抑制強化を実施しているもようであるが、17年も元安の流れは継続すると想定する。ただし、足もとのドル高基調の流れはいったん、一服すると見られることから、17年上期末は7.17程度となり、その後は同水準にて17年末を迎えると予想する。

#### 香港の賃金動向 ～2016年の回顧と17年の展望～

香港の2016年の実質GDP成長率予測値は+1.5%と、15年の+2.4%から鈍化し、過去10年平均の+3.5%も下回る低成長にとどまる見込みだ。一方、失業率は3.3～3.4%で安定的に推移し、所得の伸びも名目、実質ともプラスを維持した。中国からの旅行者による消費依存度の高い小売など一部のサービス分野では失業率が高まったが、一定の調整を経て足元では好転の兆しも見受けられる。各機関は17年の景気拡大ペースについて16年比で若干加速と見る向きが多く、雇用環境も安定的な推移が予想される。ただし、17年の昇給率予測レンジは+3.0%～4.2%と、おおむね16年のそれを下回り、業況低迷が続いた労働集約型サービスセクターの一部業種では昇給抑制も見込まれるなど、16年よりも鈍化する可能性がある。

## Regional Business

### [Vietnam] ロイヤルティーに関する税務上の留意点

ベトナム製造現法では、日本本社から技術やノウハウ等の無形資産を“使用”することに対する対価としてロイヤルティーの支払いを求められることが多い。しかし、どのような無形資産に対する対価なのか、適切な料率はいくらなのか、税法規定上必要な申告納税手続きは何か等の検討がなされないままロイヤルティーの支払いを開始し、税務調査時にベトナム税務当局から指摘を受けるケースが見られる。ここでは、ロイヤルティーに関する税務上の留意点について、ベトナム現地法人が日本の本社に対してロイヤルティー

を支払うケースを前提として、ベトナム国内法および租税条約における規定を踏まえてまとめる。

### [Vietnam] 投資法の改正案

ベトナムではいま、15年7月に施行された投資法や企業法等の一部の改正が検討されている。本改正法案のうち、投資法に関する改正案から、外国投資家がベトナムの既存の会社を株式譲受等の方法により買収する場合の手続きの改正、および条件付投資分野に属する事業分野の範囲縮小について紹介する。

### [India] インドビジネス最新情報 [23] 均等化税の概要

均等化税(Equalisation Levy)はITの発展によるビジネスモデルの革新などを背景に、16年6月1日から

導入された新しい税金で、特定のオンライン広告関連サービスの対価に対し6%が徴収される。ここでは、均等化税の課税対象取引や納税義務者、申告書類、罰則及び租税条約との関係について概説する。

### **[Indonesia] インドネシア会社法上の「買収」手続き**

外国企業によるインドネシア企業の M&A にあたり避けて通れない、会社法上の「買収」手続きについて解説する。インドネシア会社法上、株式譲渡の結果、会社の支配権が移転、つまり、株式取得者が対象会社の過半数株式を保有することになる取引は「買収」にあたる。「買収」に該当する場合、単純な株式譲渡であっても一定の債権者保護手続きの履行が求められるため、効率的なスケジュールを組むことが不可欠となる。各手続きの概要と留意点について紹介する。

### **[Malaysia] 2017 年度マレーシア予算案における税制改正**

先ごろ発表された 17 年マレーシア予算案から、日系企業に関連性が高いと考えられる税制改正の内容について解説する。今般改正案では、17、18 賦課年度において、法人の課税所得の増額割合に応じ、現行法人税率の 24%から 20~23%への段階的な税率引き下げが提案された。一方、海外の法人が特定の所得を収受する場合について、事業が行われた場所がマレーシア国内か国外かに関わらず、マレーシアにおいて源泉税が課される旨が提案されているほか、ロイヤルティーの定義も拡張されている。在マレーシア法人においては、税制改正の行方を注視されたい。

### **[China] 非居住企業による中国法人持分の譲渡取引の要点**

中国で近年よく見られる非居住企業による中国法人の持分譲渡取引について、日本本社の 100%子会社であった中国法人を、同じく日本本社の 100%子会社である香港社へ、特殊性税務処理の適用を受けて譲渡した実際の案件を例に、関連手続きや、税務上および非税務上の要点を紹介する。持分譲渡にあたっては、事前の準備から各当局で行う手続きまで多岐にわたるほか、税務上の留意点も多いため、必要に応じ専門家のサポートを得ながら速やかに手続きを行われたい。

## **Macro Economy**

### **アジア経済情報: アジア経済概況**

2016 年3Q のアジアの実質GDP成長率は、IT関連を中心とする輸出の回復を受け、一部の国・地域で持ち直しの動きがみられた。今後はIT需要の持続的な回復がうかがわれるほか、トランプノミクスの減税効果が 17 年後半に現れることなどから米国の成長率も向上くと想定されるため、アジアの輸出は緩やかに持ち直すと予想される。以上を踏まえ、16 年の実質GDP成長率は、中国が+6.7%、NIEs が+2.0%、ASEAN5 が+4.8%、インドが+7.0%、17 年は、中国が+6.5%、NIEs が+2.2%、ASEAN5 が+4.7%、インドが+7.6%と予測する。

## **Editorial**

新年あけましておめでとうございます。Brexit に米大統領選と波乱の1年となった昨年に続き、今年も欧州ではフランス大統領選挙、ドイツ総選挙、イタリア総選挙と政治イベントが目白押しの予定です。米国ではトランプ大統領の就任が目前に迫る中、トランプノミクスへの期待と不安が高まっており、新大統領がどのような舵取りを行っていくのか、世界が固唾を呑んで見守っています。不透明な世界経済において、日本は、そして日本企業はどのような進路をとっていくのか。私どもみずほも引き続き、冷静かつ速やかな情報発信とサービスの提供に努めてまいります。本年もみずほをよろしくお願いいたします。



# 2016 年下期為替市場の回顧と 17 年上期の見通し

～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

みずほ銀行 香港資金部  
アジア FX ストラテジスト 張 建泰

## 米ドル／円 2016 年下期回顧

2016 年下期のドル円相場は、日銀による追加緩和期待の剥落や為替介入の見送り等により 100 円割れを試す局面が散見された。同年9月の日銀金融決定会合では、「量的・質的金融緩和」および「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の総括的な検証を踏まえ、10 年物国債金利が概ね現状程度（0%程度）で推移するよう長期国債の買い入れを行うなど長短金利を操作する「イールドカーブ・コントロール」と、消費者物価上昇率の実績値が安定的に2%の「物価安定の目標」を超えるまでマネタリーベースの拡大方針を継続する「オーバーシュート型コミットメント」を主とした「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が導入された。

その後、相場の転換点となったのが、米国時間 11 月8日に実施された米国大統領選挙におけるトランプ氏の勝利だろう。当日は開票が進むにつれ、いったんドル円は下落したものの、その後はトランプ氏の積極的な財政政策やインフレ圧力の高まりへの期待を背景にドル円は急上昇する展開となり、足もとで

もこの流れは継続している。かかる中、米金利についても選挙当日の最安値である 1.71%台から 12 月には一時 2.63%台まで上昇する展開を見せた。加えて、12 月の FOMC にて FRB による利上げ実施および 2017 年の利上げ見通しが上方修正されたことも相まって、ドル円は米国大統領選挙後わずか6週間で 101 円台から一時 118 円台まで上昇した。

## 米ドル／円 2017 年上期見通し

17 年のドル円相場は、1月 20 日のトランプ氏の大統領就任式以降、同氏の掲げる保護貿易主義政策によりドル高の流れは一服し、17 年上期末は 112 円程度となる見通しだ(図表1)。米国の輸出・

【図表1】足もとのドル高の流れは一服すると見込む



(資料) Bloomberg

製造業等の産業保護を達成するために、トランプ氏が足もとの持続的なドル高を看過するとは考えにくい。3月に予定されているG20や4月の為替報告書にてトランプ政権がドル高に対する牽制を示唆するのか注目される。加えて、FRBは17年における金融政策正常化で苦境に立たされる可能性もある。日欧の緩和的な金融政策など各国との金融政策の違いから、ドル円相場に対するFRBの利上げの影響は大きい半面、過度なドル高基調は望まないというジレンマが生じてくるためだ。さらに、トランプ氏の財政政策への期待感が米金利上昇に想定以上の影響を与えている。財政政策の効果は17年後半に現れてくると想定されるが、このような状況下において、FRBの利上げペースは緩やかなものとなるだろう。

日本においては、トランプ氏勝利後の円安進行について懸念を抱くほどではなく、日銀は現状の金融政策を維持するだろう。実際に、黒田日銀総裁からは金利目標の引き上げ等の議論をするのは時期尚早との発言も出ている。足もとで拡大した日米金利差や、国内市場の縮小を受けた根強い対外投資意欲がドル円を下支えするだろう(図表2)。

【図表2】日米金利差の継続がドル円を下支え



(資料) Bloomberg

## 米ドル/オフショア人民元 2016 年下期回顧

16年下期のオフショア人民元相場は、G20で競争的通貨切り下げの回避について合意がなされたことで、人民元のセンチメントは安定していたが、10月初めの人民元SDRバスケット採用後に人民銀行が6.7水準を超える元安水準に仲値(フィキシングレート)を設定したことを背景に元安が進行。その後、トランプ氏勝利を受けたドル高の影響により一時、史上最安値である6.9873まで元安となる局面も見られたものの、16年末は6.97台後半での推移となった。

人民銀行は過度な人民元安進行を防ぐために、引き続き資本流出圧力の抑制強化や、オフショア人民元市場の流動性引き締めなどを実施している。報道等によると、対外直接投資による資本流出を抑制するため、中国国家外貨管理局は企業による海外への資金流出についての規制を強化しているもようだ。中国人の資産分散投資についても、中国の代表的なクレジットカードであるUnionPay(銀聯)が香港で同カードを使った投資性の高い保険商品の購入受付を停止する措置を実施する等、環境は厳しくなっている。

## 米ドル/オフショア人民元 2017 年上期見通し

17年上期のオフショア人民元相場は、資本流出圧力の残存やドル高基調の継続を背景に、人民元安の流れは継続すると想定する(次頁図表3)。昨今の資本流出は近年の経済構造の変化を表しており、今後も

その圧力が弱まることはないと考えられる。中国の経済成長率は、以前は 10%水準を超えて推移していたものの、15 年下期以降は 7%水準を下回っている(図表4)。中国で事業を行う海外投資家は、成長ペース鈍化に加え、賃金や賃料などの経営コストの上昇で、より高いリターンの追求が難しくなっている。こうした中、さらなる人民元安の脅威は、他国への資金回帰につながりやすい。

また、中国人の資産分散投資に対する需要も堅調である。投資商品の不足や資産バブルの状態は、中国内の投資家が値上がりした国内資産を売却し中国外の投資先を求める等の動きにつながる。特に、中国株に対する投資家の心理は、15 年の相場混乱時の不信感から

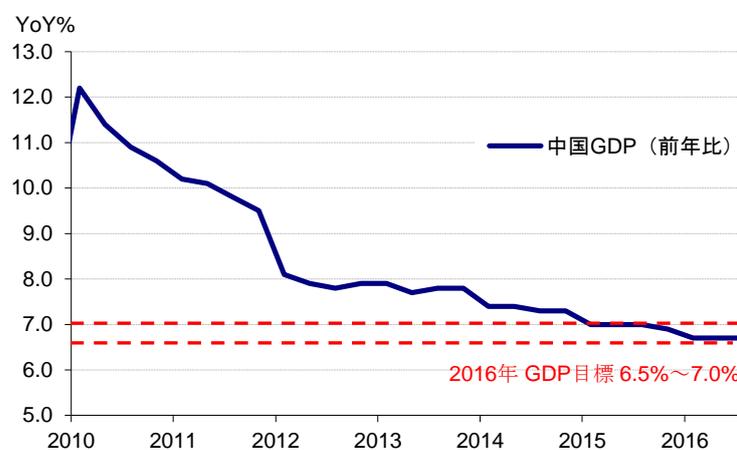
未だ回復していない。昨今の中国債券市場も、中堅証券会社による債務不履行の報道を受けたセンチメント悪化による金利急騰など、不安定な状況が継続している。不動産市場も過熱感を帯びており、引き締め策は引き続き履行されるだろう。

人民元安期待の強まりは、資産分散投資に対する需要を更に高めていくと想定され、かかる中、中国当局は人民元安の進行を緩やかにするために、資本流出に対する抑制策を継続させるだろう。ただし、足もとのドル高基調の流れはいったん、一服すると見ており、17 年上期末は 7.17 水準程度となる

【図表3】人民元安の流れは継続



【図表4】中国の年間成長目標は概ね達成



(資料)いずれも Bloomberg

見通しであるものの、その後は同水準にて 17 年末を迎えると予想する。



# 香港の賃金動向 ～2016年の回顧と17年の展望～

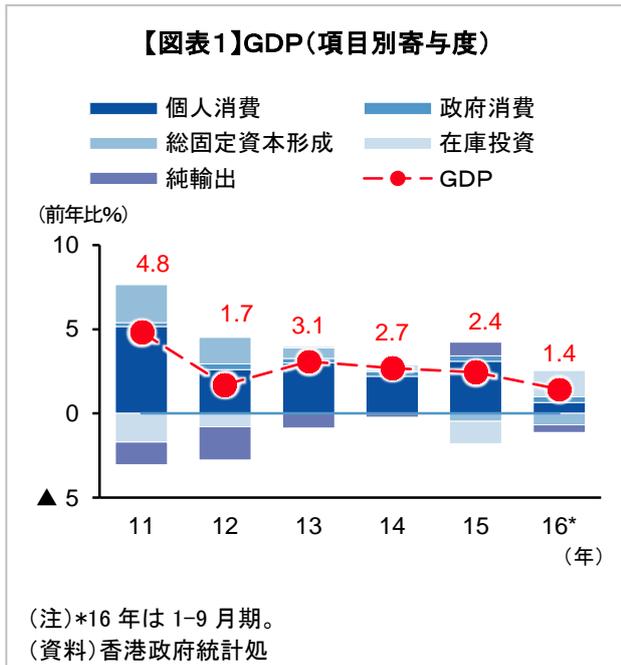
高田 由利香 みずほ銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザー一課

香港における実質 GDP 成長率の 2016 年予測値は+1.5%と、15 年の+2.4%から鈍化し、過去 10 年平均の+3.5%も下回る低成長にとどまる見込みだ。しかしながら、失業率は 3.3～3.4%で安定的に推移し、所得の伸びも名目、実質ともプラスを維持した。中国からの旅行者による消費依存度の高い小売など一部の労働集約型サービス分野では失業率が高まったが、一定の調整を経て足もとでは好転の兆しも見受けられる。各機関では 17 年の景気拡大ペースが 16 年比で若干加速とする見方が多く、雇用環境も安定的な推移が予想されるものの、賃金の伸びは 16 年よりも鈍化の可能性がありそうである。

## 1. 16 年の回顧

### 1.1. 景気

16 年 1～9 月期の実質 GDP 成長率は+1.4%と、15 年の+2.4%からペースダウンした(図表 1)。個人消費、政府消費および在庫投資がプラスに



寄与したが、投資と純輸出はマイナス寄与となった。香港政府は 16 年 11 月時点、通年の成長率を+1.5%と予測しており、年初予測+1.0～2.0%の範囲内での着地となりそうである。

貿易は引き続き低迷し、同時期の財輸出は前年同期比▲2.6%と、15 年通年の▲1.8%から一層の落ち込みとなった。地域別内訳では中国向けの寄与度が▲1.4%PT と最大で、これに米国向け同▲0.5%PT、その他アジア▲0.3%、EU▲0.1%と続いた。

同時期の小売額は、中国からの旅行者数や一人あたり消費額の減少を背景に前年同期比▲9.6%に落ち込んだ。うち、「貴金属・時計・高級ギフト」と「耐久消費財」の寄与度が各▲4.0%PT で、マイナス伸び率の大半を占めた。

同時期の総合消費者物価指数(CPI)の上昇率は+2.8%と、15 年の+3.0%からわずかに上昇圧

力が和らいだ。主に家賃と食品の価格上昇が寄与しているが、食品の寄与度は低下傾向にある。(図表2)。

### 1.2. 雇用所得環境

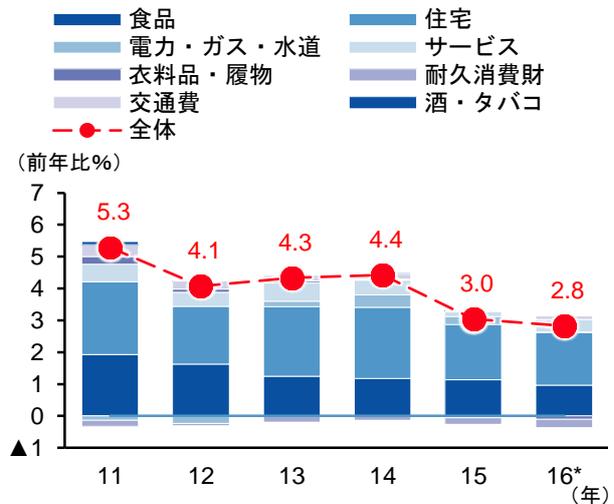
16年1~9月期の失業率は3.4%と、15年の3.3%に比べ0.1%PTの悪化ではあるものの、引き続き完全雇用に近い状態であり、労働力需給のひっ迫傾向は持続した。ただし業種別でみると、小売・ホテル・外食は旅行者減少による景況悪化により15年の平均4.7%から、16年7~9月期には5.3%まで悪化している(図表3)。半面、16年1~3月期に4.9%に悪化していた建設業は、同年7~9月期には3.5%まで改善した。

16年1~9月期、香港を訪れた旅行者数は前年同期比▲6.1%の減少となり、小売やホテル、外食などの景況感に影を落とし、雇用面でも縮小したものとみられる。一方、同時期の民間住宅着工数は15年通年の14,200戸を上回る19,100戸に達している。鉄道など従来から続いている大型インフラ建設に加え、不動産開発の活況が、建設雇用の拡大を促したものとみられる。

このように業種別では濃淡があるものの、全体的に雇用環境は比較的安定しており、これを背景に、所得も底堅く推移した。16年上期の賃金・給与指数<sup>1</sup>の前年同期比変化率は、名目で賃金が+3.8%、給与が+4.2%と、11年以降で最も低い水準であるものの、プラスを維持した(図表4)。また、

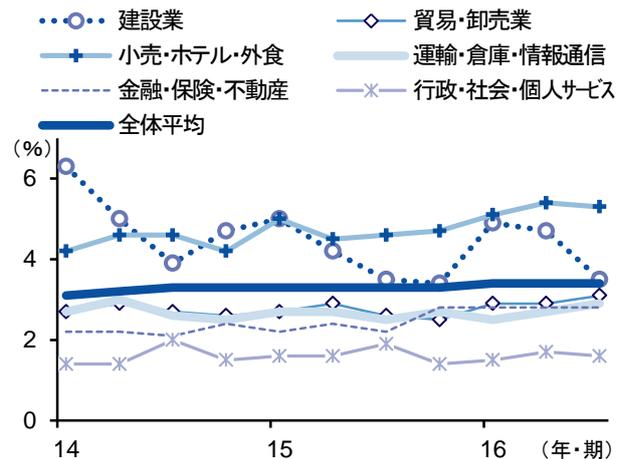
<sup>1</sup> 香港政府の定義によると、賃金(Wage)とは、基本給と固定手当・賞与の合計額で管理職階までカバーする概念。これに対して給与(Payroll)とは、賃金に加えて変動賞与や残業手当などを含み、経営職階までカバーするより包括的な概念。

【図表2】総合CPI(項目別寄与度)



(注)\*16年は1-9月期。  
(資料)香港政府統計処

【図表3】主な業種別失業率



(資料)香港政府統計処

【図表4】賃金・給与の推移

年	名目		実質	
	賃金	給与	賃金	給与
2011	8.1	7.9	2.7	2.5
2012	5.7	6.5	1.6	2.3
2013	4.7	5.4	0.2	1.0
2014	4.2	4.3	▲2.4	▲0.1
2015	4.3	4.6	0.5	1.5
<b>2016/1H</b>	<b>3.8</b>	<b>4.2</b>	<b>1.2</b>	<b>1.5</b>

(資料)香港政府統計処

物価上昇率を差し引いた実質では、賃金+1.2%、給与+1.5%と、15年と同等ないし上回った。

各種機関が企業に対して行った調査によれば、16年の平均昇給率の実績は、香港人材管理協会と香港バプティスト大学によれば+3.9~4.1%、香港人力資源学会によれば+3.5%と、15年実績の+4.3~4.7%を下回るレンジにとどまったようである。

## 2.17年の展望

### 2.1. 景気の見通し

各機関による実質 GDP 成長率の予測値をみると、16年の+1.0%~1.5%に対し、17年は+1.5~2.0%と、緩やかな景気加速が展望されている(図表5)。このうち、みずほ総合研究所は、米国の利上げによる香港の金利上昇が不動産価格を下押しし、消費や投資の減速につながる可能性を指摘している。

香港の家計債務は過去数年にわたり拡大しており、16年上期時点で対 GDP 比 66%に達している(図表6)。このうち約7割が住宅ローン<sup>2</sup>とされるなか、利上げは返済負担が増加する可能性があるため、消費マインドの悪化につながりやすい。米連邦準備理事会(FRB)は16年12月、1年ぶりの利上げを実施するとともに、17年の利上げ見通しを3回とした。実現可能性をめぐっては不透明な要素も多いものの、利上げが香港の景気に及ぼす影響については十分に注視が必要であろう。

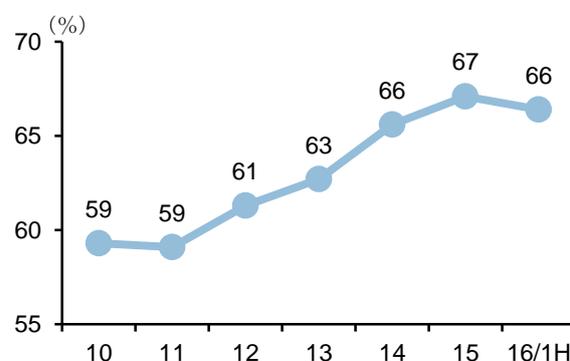
<sup>2</sup> Benny Lui & Clara Liu, *An overview of the household debt situation in Hong Kong* (Dec2015), Research Office, Legislative Council Secretariat, *Financial challenges faced by household in Hong Kong, Research Brief Issue No.1 2016-2017* (Nov2016)

【図表5】各機関の景気見通し

機関名	実質 GDP (予測、%)		公表時期
	2016	2017	
アジア開発銀行(ADB)	1.5	2.0	16年12月
DBS	1.0	2.0	16年09月
IMF	1.5	1.9	16年12月
シティグループ	1.5	1.8	16年12月
中国銀行	1.5	1.8	16年12月
スタンダード&チャータード銀行	1.5	1.8	16年12月
香港金融管理局(HKMA)	1.3	1.7	16年11月
みずほ総合研究所	1.5	1.5	16年12月
香港政府	1.5	-	16年11月
平均	1.4	1.8	

(資料)ADB「Asian Development Outlook Supplement: Asia's Economies Steady Despite Global Uncertainty」、IMF「Staff Concluding Statement of the 2016 Article IV Consultation Discussions」、HKMA「立法會財經事務委員會簡報會 2016年11月15日」、みずほ総合研究所「みずほ新興国クォーター(2016年12月号)」、中国銀行「香港経済: 継続低増長趨勢」『中銀経済月刊 2016年12月』、香港政府、各種報道

【図表6】香港の家計債務の推移(対 GDP 比)



(資料)Bank for International Settlements, BIS Statistical Bulletin, Dec 2016

### 2.2. 雇用・所得の見通し

企業の景況感を示す翌期業況判断 D.I.の推移をみると、全体平均では4期連続マイナスからプラスに転換するなど改善傾向が顕著となっている(次頁図表7)。業種別では、特に旅行者の減少による悪影響の大きかった小売やホテル、外食な

どで好転の兆しがうかがわれる。これに伴い、翌期雇用判断 D.I.は貿易・卸売以外の業種で雇用意欲も高まる傾向にある。

しかしながら、各機関による 17 年の昇給率予測レンジは+3.0%~4.2%となっており、おおむね 16 年のそれを下回っている(図表8)。なかでも小売などは最高でも 2.0%程度と予測する見方もある。旅行者数の減少や購買力減退といった事業

環境の変化を受けた人員の調整はある程度進んだとみられるものの、業況低迷が続いた労働集約型サービスセクターの一部業種では昇給抑制も見込まれよう。こうしたことから、17 年の名目賃金の前年比変化率は 16 年と同程度の+3%台にとどまるとともに、物価上昇ペースの鈍化を受けて、実質でも+1%台のプラスで推移する可能性が高いと予測する。

【図表7】業種別の翌期業況・雇用判断 D.I.

業種	2015				2016			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
貿易・卸売	▲12	▲15	▲3	▲10	▲30	▲8	▲14	▲14
小売	+13	▲18	▲2	▲15	▲47	▲40	▲38	▲2
ホテル・外食	+11	▲9	+0	+8	▲15	▲17	▲11	+13
運輸・倉庫・宅配	+3	+10	+17	+13	+1	+8	+5	+12
情報通信	+21	+20	+14	+11	+13	+0	+12	+15
金融・保険	+13	+19	+18	+6	+7	+9	+6	+12
専門商事サービス	+0	▲11	+0	▲5	+0	▲11	▲14	+9
セクター全体	+3	+1	+5	▲1	▲11	▲4	▲6	+2
貿易・卸売	▲1	▲1	+2	▲5	▲3	▲3	▲6	▲5
小売	+16	▲2	+5	▲7	+9	▲2	▲4	+4
ホテル・外食	+9	+9	+14	+11	+7	+12	+15	+16
運輸・倉庫・宅配	+9	+17	+14	+19	+10	+11	+18	+20
情報通信	+20	+35	+16	+7	+13	+12	+21	+13
金融・保険	+13	+11	+5	+11	+7	+7	+10	+10
専門商事サービス	+4	▲6	+5	+2	+5	▲4	▲7	+15

(注)いずれも翌期見通し。業況判断 D.I.= (「良くなる」-「悪くなる」)÷回答社数×100、雇用判断 D.I.= (「人員増加」-「人員削減」)÷回答者数×100 で算出。

(資料)香港政府統計処

【図表8】各種機関による昇給率の実績と予測

調査機関	16年	17年	
	昇給率予測(%)	昇給率予測(%)	公表時期
Mercer	4.5	4.2	16年12月
Willis Towers Watson	4.5	4.0	16年10月
香港人材管理協会(HKPMA) & パプティスト大学	4.1~4.3	3.5~3.8	16年10月
jobsDB	3.4	3.7	16年12月
香港人力資源管理学会(HKIHRM)	3.8	3.5	16年11月
ManpowerGroup	3.0~4.0	3.0	16年12月

(資料)各機関プレスリリースおよび各種報道



【Vietnam】

## ロイヤルティーに関する 税務上の留意点

村田 昌平 KPMG ベトナム

### 1. はじめに

ベトナムは、他の近隣アジア諸国と比較して質の高い労働力を低廉な賃金で雇えることから、以前より労働集約型の工業製品の生産拠点として注目を浴びてきた。昨今、「2020年までに工業国化を達成する」という国家目標のもと、ハイテク産業、エレクトロニクス産業や裾野産業等に対してさまざまな投資優遇策を用意して、外国企業に対する新規進出や追加投資を促している。

主に製造業の企業が進出する場合、日本の本社からベトナム現地法人に対して、技術やノウハウ等の無形資産を“使用”することに対する対価としてロイヤルティーの支払いを求めることが多い。しかし、どのような無形資産に対する対価なのか、適切な料率はいくらなのか、税法規定上必要な申告納税手続きは何か、という検討がなされないまま、日本の本社に対してロイヤルティーの支払いを開始し、税務調査時にベトナム税務当局からさまざまな指摘を受けているケースが見られる。そこで今回はロイヤルティーに関する税務上の留意点について、ベトナム現地法人が日本の本社に対してロイヤルティーを支払うケースを前提として、ベトナム国内法および租税条約における規定を踏まえてまとめる。

### 2. 外国契約者税に関連する留意点

ロイヤルティーに対する課税方法については、外国契約者税に関する規定 Circular 103/2014/TT-BTC(以下、Circular103)において明記されている。

#### (1) 外国契約者税の概要

外国契約者税とは、外国の個人および法人が、サービスの提供や物品の販売を通じてベトナム国内において事業を行い、あるいは課税所得を得ている場合に外国個人・法人に課せられる、法人所得税(CIT)と付加価値税(VAT)から成る税金であり、外国法人がベトナムに恒久的施設があるか否かを問わない。

ベトナム国境外でリスクと便益のほとんどが移転する(一般的に所有権が移転する)取引で他のサービスが付属しない場合は課税対象外であるが、たとえばベトナム現地法人が海外からサービスを伴う設備輸入を行った際、あるいは海外関連会社にロイヤルティーや借入利息を支払った際に発生する。なお、VATについてはベトナム法人側がVATを申告・納税する際に仕入VATとして控除することが認められている。

## (2) ロイヤルティーの定義

Circular103 第7条3項において、ロイヤルティーは以下のように定義されている。

ロイヤルティーによる所得とは、使用権料、知的財産権の移転の対価(知的財産使用料)、技術移転の対価(技術使用料)およびソフトウェア著作権料をいう。

## (3) 外国契約者税の申告・納税方法

申告・納税方式として、控除方式・Hybrid方式・みなし方式の3方式が規定されているが、控除方式および Hybrid 方式はベトナム国内に恒久的施設(PE)を有していること等の条件があるため、ロイヤルティーに対する外国契約者税を申告・納税する場合には、通常みなし方式が採用される。みなし方式とは Circular103 において規定された、みなし CIT 税率およびみなし VAT 税率により外国契約者税を計算し、外国組織に代わってベトナム法人側が申告・納税を行う方法であり、具体的には以下の表1に記載されている税率が適用される。

【表1】外国契約者税の課税対象活動とみなし税率

活動内容	みなし税率(%)	
	付加価値税	法人所得税
課税対象となる物品の供給	—	1
一般サービス(リース契約、保険契約含む)	5	5
レストラン、ホテル、カジノの管理サービス	5	10
建設据付(資材・機械設備の供給を伴うもの)	3	2
建設据付(資材・機械設備の供給を伴わないもの)	5	2
再保険、証券譲渡	—	0.1
金融派生商品	—	2
利息	—	5
ロイヤルティー	—	10
製造、輸送サービス	3	2
その他の販売活動	2	2

## (4) 技術使用料か導入支援料か

製造業の企業がベトナムに進出する際、試運転までの期間、日本の本社から技術者を派遣して技術指導を行い、その際の技術者の日当、交通費や宿泊費などについて技術支援料等の名目で日本の本社からベトナム現地法人に対して請求する場合がある。このような費用は技術の移転に対する対価(技術使用料)ではなく、技術を導入するための指導という役務提供に対する対価(導入支援料)であるため、“ロイヤルティー”のみなし税率(CIT 税率 10%)ではなく、“一般サービス”のみなし税率(VAT 税率5%+CIT 税率5%)を使用すべきである。しかし、導入支援料であるにもかかわらず、技術使用料だと判断して“ロイヤルティー”のみなし税率(CIT 税率 10%)を課そうとする担当官がいるので、留意する必要がある。

## (5) 商標使用権の利用に対する新たな解釈

最近、財政省のオフィシャルレターNo.10453/BTC-CSTにおいて、外国法人がベトナム法人の販売活動における商標使用権の利用を認める場合、

VAT 法令の非課税取引である「知的財産法に基づく知的財産権の譲渡」には該当しないという理由で、ロイヤルティーの CIT 10%に加え、5%の VAT(みなし方式の場合)を課すという動きがあるため注意が必要である。

## (6) 租税条約上の取り扱い

租税条約とは、二重課税の排除と情報交換を目的として締結されている国家間の条約であり、日本とベトナムの間では1995年に締結されている。租税

条約と国内法の規定が異なる場合は、租税条約の規定が優先的に適用される。租税条約では所得の区分ごとに、何れの国に課税権があるかを定めているため、まず、その所得が租税条約におけるいずれの所得に区分されるか判断する必要がある。

日越租税条約において「使用料」は以下の通り定義されており、ロイヤルティーは「使用料」所得となる。

「使用料」とは、文学上、美術上・学術上の著作物(映画フィルム等を含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式もしくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価、経験に対する情報の対価(産業上、商業上、学術上の経験に係わるもの)をいう。

「使用料」の課税権について、日越租税条約においては使用料の受益者の居住国に課税権を認めているものの、使用料が生じた国(源泉地国)においても10%を上限に課税することを認めている。すなわち、ベトナム現地法人から日本の本社に対して支払われることを前提とすると、租税条約上、ベトナム側は、「使用料」に対して10%を上限に課税することができるという規定になっており、上述の外国契約者税はこの枠の範囲内で課税されているといえることから、ベトナムにおける外国契約者税の支払いを避けることはできない。

一方で、ベトナム側に課税権がある所得に対してベトナム側で支払った税金であることから、理論的には日本の本社は法人税の計算の際に外国税額控除を利用して二重課税を排除することができるため、その利用可能性について個別に検討する必要がある。

### 3. 法人税に関連する留意点

#### (1) 損金性について

法人税に関する規定 Circular96/2015/TT-BTC において、損金算入要件として(1)事業関連性があること、(2)正規の税務インボイス等のサポート資料があること、(3)2,000万ベトナムドン(約900USD)を超える支払いについては銀行送金明細等の支払証憑があることが求められる。ロイヤルティーについて税務調査の際に損金算入が否定されるケースがあるが、当局に対して第一条件である“事業関連性”について十分な説明できなかったためであることが多いように見受けられる。事業関連性について十分な説明をするためには、技術ロイヤルティー契約書等の証憑において、何の技術・ノウハウに対する対価であるか明記しておくこと、また税務当局に対して説明を行う経理責任者がその内容を理解しておくことが非常に重要であるといえる。

#### (2) 移転価格税制上の留意点

ベトナムにおいても2006年から移転価格税制が施行されており、移転価格に関する規定 Circular66/2010/TT-BTC(以下、Circular66)において、関連者間取引を有する場合には、法人税申告時に関連者間取引について開示する申告書類 Form GCN-03-7/QLT(Form 03)の提出が求められている。さらに、関連者との取引が独立企業間価格であることを証明する文書(移転価格文書)を作成することが求められており、また同文書の提出を税務当局から求められた場合には、30営業日以内に提出することが求められている。移転価格に関する税務調査は年々厳しくなっており、比較対象企業における利益率の中央値と比較して利益水準が

低いことを理由に、追徴課税を受けるケースも見受けられるため、注意が必要である。

関連者の定義については、Circular66 において規定されており、20%以上の出資関係のある会社（親会社）や 20%以上を出資されるもの同士（兄弟会社）が含まれるため、日本の本社に対して支払うロイヤルティーは通常、関連者間取引となる。本来、ロイヤルティーは超過利益を生じるような無形資産の貢献に対する対価であるため、対象となる事業において重要な無形資産に起因する超過的利益（残余利益）がどれほど獲得されているか、つまりベトナム現地法人側がロイヤルティーを日本の本社に対して支払った後の利益水準が、重要な無形資産を有さない同業他社の利益水準を超えているか否かが重要な指標となる。税務当局はそもそもロイヤルティーとは何に対する対価かという理解を持っていないこともあり、5%を超えるロイヤルティーについてはひとまず否認するような事例も散見される。そのため、ロイヤルティー料率を決定する際には、同業他社の利益水準に関するベンチマーク分析を事前に行っておくことが重要となる。

#### 4. まとめ

以上の通り、ロイヤルティーは外国契約者税の対象となるため、ベトナム現地法人側が源泉徴収し、日本の本社に代わって申告納税を行う必要があり、日本とベトナムの二重課税を排除するための対応を内容に応じて検討する必要がある。また、ベトナム法人においてはロイヤルティーは費用となるため、ベトナムの税務当局から損金性や価格設定の妥当性について指摘を受ける可能性がある。このため、技術ロイヤルティー契約等、必要な証憑を作成することはもちろんのこと、その契約の中に何に対す

る対価が明示し、また独立企業間価格によって支払いを行っていることを証明するため、移転価格文書を作成する必要があることに留意する必要がある。近年ベトナムでは、法人税率や関税率の引き下げに伴って税収が減っている反面、国家の発展に伴うインフラ整備のための資金需要は多く、歳入確保に向けた税務当局へのプレッシャーが強くなってきており、税務調査時の当局の姿勢の強硬化が強まっているため、自社において上記税務上の対応を十分に行っているか、確認されることが望ましい。

村田 昌平  
(むらた しょうへい)

公認会計士  
KPMG ベトナム



慶應義塾大学経済学部卒。2011年2月KPMG有限責任あずさ監査法人に入所。日本国内において主に電機メーカー、専門商社等の会計監査業務に従事。15年8月KPMGハノイ事務所に入所し、現地の日系企業に対する投資、会計・税務、法務、人事等のアドバイスを提供している。



【Vietnam】

# ベトナム投資法の改正案

山口 健次郎 LNT &amp; Partners

## 1. 総論

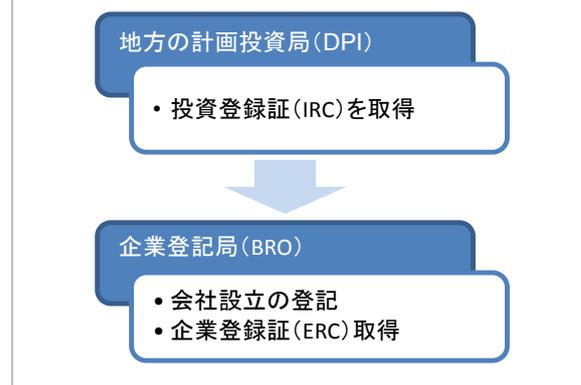
ベトナムでは現在、2015年7月に施行された投資法や企業法等の一部の改正が検討されています<sup>1</sup>。本改正法案のうち、投資法に関する主な改正案の内容を紹介します。

## 2. M&A 登録手続きに関する改正案

現行の投資法上、外国投資家が、ベトナム国内において新たに会社を設立する場合、まず地方の計画投資局(DPI)において当該投資に関する登録手続きを行い、投資登録証(Investment Registration Certificate:IRC)を取得する必要があります(投資法 22 条 1 項)。その後、企業登記局(Business Registration Office:BRO)に会社設立の登記を行い、企業登録証(Enterprise Registration Certificate:ERC)を取得することが求められています(企業法 22 条、23 条および 27 条)(図表1)。

これに対し、外国投資家がベトナムの既存の会社を株式譲受等の方法により買収する場合には、投資登録証(IRC)の取得は求められていないものの、①対象会社が条件付投資分野に属する事業に従事している場合、または、②買収の結果、外資比率が 51%以上になる場合には、計画投資局(DPI)において事前に登録手続きを行うことが要

【図表1】一般的な会社設立手続きフロー



求されています(「M&A 登録手続き」)<sup>2</sup>。なお、M&A 登録手続きを行った後、企業登記局(BRO)に対する株主または社員の変更に係る通知手続きを行うこととなります(企業法 32 条 3 項)。

この点について、本改正法案では、上記①および②に該当する場合のほか、③対象会社の買収前の外資比率が 51%以上であり、買収の結果、外資比率がさらに増加する場合、④対象会社が国境線に接する地区内の土地の使用権を保有している場合にも、M&A 登録手続きを要求することが提案されています。

また、現行の投資法上、M&A 登録手続きにつ

<sup>2</sup> 上記①および②のいずれにも該当しない場合、事前に M&A 登録手続きを行うことは不要であり、企業登記局(BRO)に対する株主または社員の変更に係る通知手続きを行えば足够了。なお、この点、有限責任会社の場合、その ERC に社員の名称が記載されている(企業法 29 条 3 項)ことから、ERC の変更手続きが必要となりますが、株式会社の場合、その ERC に株主の名称は記載されていないため、ERC の変更手続きを行う必要はありません。

<sup>1</sup> 2016年11月21日執筆時点。

いては、計画投資局(DPI)がすべての申請書類を受領した日から15日以内に結果の通知が行われる旨、規定されています<sup>3</sup>。

この点について、本改正法案では、15日以内という原則は維持しつつ、いくつかの例外が設けられています。

まず、対象会社の営む事業が条件付投資分野に属するものの、どのような条件が必要であるか明確でない場合、計画投資局(DPI)は当該事業に関する関連省庁に意見照会を行うことができ、その場合、すべての申請書類を受領した日から45日以内に結果の通知が行われることとされています。

また、上記④に該当する国境線に接する地区内の土地の使用権を保有している既存の会社を買収する場合、計画投資局(DPI)は関連省庁に意見照会を行うことができ、その場合、すべての申請書類を受領した日から60日以内に結果の通知が行われることとされています。

さらに、対象会社の営む事業が卸売業または小売業である場合、計画投資局(DPI)は商工省に意見照会を行うことができ、その場合、すべての申請書類を受領した日から45日以内に結果の通知が行われることとされています(図表2)。

### 3. 条件付投資分野に属する事業分野の範囲の縮小

現行の投資法上、条件付投資分野とは、国防、国家の治安、社会の秩序、安全、社会道徳、市民

<sup>3</sup> 実務上、当該手続に際して当局による実質的な審査が行われ、それによりかかる15日の期間制限が遵守されない場合も多く、留意する必要があります。

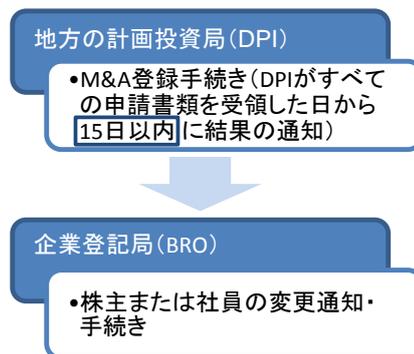
【図表2】M&A登録手続きフロー  
(外国投資家がベトナムの既存の会社を株式譲受等の方法により買収する場合)

A) 一般的なケース: 投資登録証(IRC)取得不要



B) 特殊なケース

- ① 対象会社が条件付投資分野に属する事業に従事
- ② 買収の結果、外資比率が51%以上に
- ③ 対象会社の買収前の外資比率が51%以上で、買収後、外資比率がさらに増加
- ④ 対象会社が国境線に接する地区内の土地の使用権を保有



【例外】以下の場合、DPIは当該事業に関する関連省庁に意見照会の上、期間内に結果を通知

- 対象会社の事業が条件付投資分野に属するが、条件が明確でない場合 → 45日以内
- ④に該当する既存の会社を買収する場合 → 60日以内
- 対象会社の事業が卸売業または小売業である場合 → 45日以内

(注) 青字は改正法案による追加・修正箇所

の健康を理由として、当該分野について経営投資活動を実施するには一定の条件を満たさなければならぬ分野をいい、それに該当する具体的

な事業分野として、同法別表4に 267 の事業分野が列挙されています<sup>4</sup>。

この点について、本改正法案では、条件付投資分野の範囲の縮小が検討されており、例えば、職業訓練サービス業、自動車の保証・整備サービス業、不動産仲介・不動産鑑定・建設プロジェクト運営における訓練サービス業、動物飼育のための肥料輸入業、投資プロジェクト評価コンサルタント業、美容外科手術サービス業、臨床試薬サービス業、土地調査・評価コンサルタントサービス業、排水サービス事業等、合計で 60 以上の事業分野の削除が検討されています。

#### 4. まとめ

以上のとおり、本改正法案のうち、投資法の主な改正案の内容について取り上げましたが、これらは依然として検討中の段階であり、今後改正案の内容が変更される可能性もあるため、今後の動向に留意が必要です。



**LNT & PARTNERS**



**山口 健次郎**  
 (やまぐち けんじろう)  
 弁護士  
 LNT & Partners  
 森・濱田松本法律事務所

2007年東京大学大学院公共政策学教育部中退。13年北京大学外資企業EMBA高級研究班修了。08年弁護士登録。10年より森・濱田松本法律事務所にアソシエイトとして参加。16年7月よりLNT & Partners(ベトナム・ホーチミン市)出向中。

<sup>4</sup> たとえば、銀行業・金融関連の分野、不動産業の分野、報道・出版の分野、教育・訓練事業分野等の一定の業種が列挙されています。



## 【India】インドビジネス最新情報 第 23 回

# 均等化税の概要

石倉 瞬 エス・シー・エス国際会計事務所グループ  
Corporate Catalyst India Pvt Ltd

インドという国においては、何が起こるか予想できない、ないしは予想を超えるトラブルによりプロジェクトが遅延することが散見される。2016 年 11 月 8 日午後 8 時にもモディ首相は 4 時間後の午前 0 時をもって高額紙幣である 500 ルピー札と 1,000 ルピー札の無効を発表した<sup>1</sup>。本措置はブラックマネーおよび偽札の排除が目的である。多くの日系企業においては現金での取引は限定的であるため事業上の影響は大きくないと考えられるが、日本人駐在員は少額の生活用品や生鮮食品の購入などで利用していたため、これらの紙幣の無効は少なからぬ影響を及ぼしている。話が反れてしまったが、本稿のテーマである均等化税 (Equalisation Levy) も 16 年 2 月末の税制改正時に公表され、6 月 1 日から導入されたまったく新しい税金であり、配当分配税と同様に他の国では類を見ない税金である。本稿では均等化税の概要について解説する。

### 1. 均等化税の背景

近年の IT の発展によりビジネスモデルの革新が生じており、IT ビジネスを基盤としたデジタル経済は急速的な成長を遂げている。従前のビジネスモデルにおいては企業の事業活動において対象国での実際の事業拠点が必要であり、事業拠

点に基づいて製造活動、マーケティング、調達・販売活動などが行われていた。このため、当該事業拠点に基づく課税が行われていた。しかし、今日の IT を基盤としたサービスの発展は、実際の事業拠点を持たずして国境を越えて事業活動を行うことを容易にし、消費者は世界中のどこからでもデジタル製品やサービスへのアクセスが可能となった。このようなビジネスにおいては適切な利益ないしは消費に基づく税金の徴収が困難となり、デジタル経済における課税上の対応がインドだけではなく、OECD 加盟国において検討されている。

インドでは、06 年にコルカタ所在企業がアイルランド籍企業および米国籍企業の検索エンジン上のオンライン広告に関する源泉徴収を行わなかったことに関して、インド税務当局が指摘を行った。しかし 13 年、裁判所はこれらの支払いは技術的サービスの対価に該当せず、インドにおいては非課税である旨の判決を下した。このような背景から 16 年 2 月末の税制改正において、オンライン広告への課税を可能とする均等化税の導入を発表した。

### 2. 均等化税の対象取引

均等化税とは、特定のオンライン広告関連サービスの対価に対する課税のことをいい(次頁図参照)、対価の 6% が徴収される。このため新聞紙などのオンラインではない広告媒体に関しては本

<sup>1</sup> 12 月 6 日時点での情報では、旧高額紙幣 500 ルピー札と 1000 ルピー札の銀行口座への預け入れは、2016 年 12 月 30 日まで認められている。

税の対象外と考えられる。また本税の対象取引は、サービスの内容、サービス提供者およびサービス受領者が次の通り定義されている。

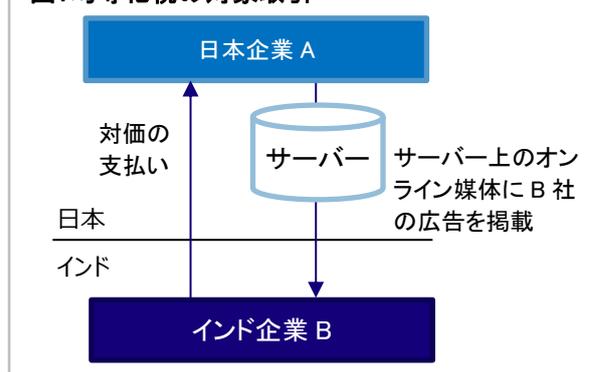
- ① サービスの内容: オンライン広告、オンライン広告を目的としたデジタル広告枠、その他の設備またはサービス。なお、インド政府から別途通知されたその他のサービスも含まれる。
- ② サービス提供者: 非居住者や外国企業。なお、①のサービスをインド国内の恒久的施設(PE: Permanent Establishment)を通して行っている場合は除かれる。
- ③ サービス受領者: 事業を行っているインド居住者またはインドに PE を有する非居住者(外国企業を含む)。なお、サービス受領者が事業目的でない場合には本税の対象とはならない。

### 3. 納税義務者

均等化税においては、納税義務者はサービス受領者であるインド居住者またはインドに PE を有する非居住者であり、サービス提供者ではない。インド国内の税金であるため、税金の徴収および納税の義務を対価を支払う側となるインド企業に課している。なお、前年度の対象取引合計額が 10 万ルピーを超えない場合には徴収義務はない。

納税義務者は徴収した税金を翌月 7 日までに納税する必要がある。対象取引にかかる税金を徴収しなかった場合、または徴収後の翌月 7 日までに納税が出来なかった場合には、対象取引の対価を法人所得税上の損金として扱うことができない。なお、その後、徴収、納税が完了した場合には、対象取引の対価を損金として扱うことが可

図: 均等化税の対象取引



能となる。

### 4. 申告書類

納税義務者は 1 会計年度終了後、翌年度の 6 月 30 日までに均等化税に関する計算書を作成し、当局に届け出ることが必要である。なお、届出はオンラインで行われ、届出時には電子署名または確認コードのいずれかを用いる。また当局に届出後は次の手続きが取られる。

- ① 計算書上の金額的エラー調整後の均等化税の算出
- ② 計算書上の控除項目の合計に基づき、該当がある場合には遅延利息を算出
- ③ 遅延利息の金額を調整後、納税義務者の税務債務または還付税額を確定
- ④ 納税義務者の税務債務または還付税額の確定額を記した通知書を納税義務者に送付

### 5. ペナルティー

均等化税においては納税義務者に対して次のペナルティーが定められている。なお、以下のエラーが生じた場合であっても当局の担当者に対して合理的な理由を説明することにより各ペナルティーが免責される可能性がある。

### ■ 均等化税の納税の遅延に関する遅延利息

均等化税の月次の納税期日を遅れた場合には、納税義務者は月1%の利息を支払うことが必要である。

### ■ 均等化税の控除または納税が行われていない場合のペナルティー

均等化税の控除が適切に行われていない場合、対象となる均等化税の支払い、また該当がある場合には利息の支払いに加え、当該対象となった均等化税の金額と同額のペナルティーを納税義務者は支払わなければならない。また、均等化税の納税が適切に行われていない場合、対象となる均等化税の支払い、また該当がある場合には利息の支払いに加え、納税が適切に行われていない期間について1日あたり 1,000 ルピーのペナルティーを納税義務者は支払わなければならない。なお当該ペナルティーは対象となった均等化税の金額を超えない。

### ■ 計算書が提出されていない場合のペナルティー

均等化税に係る計算書が適切に提出されていない場合、当該計算書の提出が行われていない期間について1日あたり 100 ルピーのペナルティーを納税義務者は支払わなければならない。

## 6. 租税条約との関係

デジタル経済に関する課税上の対応に関して OECD は 14 年に検討チームを設置しており、本件のようなクロスボーダー取引に対する直接税の課税方法として次の4つを示している。

- PE ステータスに関する例外規定を修正し課税する方法

- 既存の PE の定義と異なる定義を行い、課税する方法

- デジタル取引の特定のタイプに関して源泉徴収税を適用する方法

- 新しくその他の課税システムを導入する方法

インド税務当局の検討チームの報告書によれば、初めの3つの方法は二国間の租税条約の違反となる可能性があり実行するうえでの問題が生じると考えられる。結果としてインドにおいては、租税条約が適用されない新しい課税システムとして均等化税を導入する方法を採択した。

このような背景を踏まえた場合、原則として均等化税に関して二国間の租税条約を適用することはできず、均等化税を控除された外国企業(日本企業)は、当該金額を外国税額控除として利用することはできないと考えられる。なお、実際に均等化税が日本の法人税法上どのように取り扱われるかは個別の事例に基づき検討することが必要となることに留意されたい。



**SCS**



**CCI**  
CORPORATE CATALYST  
INDIA PVT LTD  
(In Joint Venture with SCS Global)  
[www.cci.in](http://www.cci.in)



**石倉 瞬 (いしくら しゅん)**

日本国公認会計士  
エス・シー・エス国際会計事務所  
Corporate Catalyst (India)  
Deputy Manager

大手監査法人に7年間勤務。その間、大手資産運用会社の投資信託やアジア規模の不動産ファンドの監査に従事。日本の会計基準のみならず、米国会計基準や国際会計基準にも精通している。2014年1月よりニューデリーに駐在し、現地日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザーサービスや、新規進出企業への投資アドバイスを行う。



## 【Indonesia】

# インドネシア会社法上の 「買収」手続き

吉本 智郎 西村あさひ法律事務所

## 1. はじめに

中国、インド、アメリカに次ぐ世界4位の人口(約2億 5,000 万人)を抱え、経済成長とともに中間所得層が増え続けるインドネシアは、日本企業の投資先として高い注目を浴び続けています。本稿では、外国企業によるインドネシア企業の M&A にあたり、避けては通れない、会社法上の「買収」手続きを概観します<sup>1</sup>。

## 2. 買収とは？

インドネシア会社法は、「法人または個人が会社の株式を取得する行為であって、その結果、当該会社の支配権が移転するもの」を「買収」(acquisition)と定めています(会社法第1条 11 項)。典型的な事例としては、株式譲渡の結果、株式取得者が対象会社の過半数株式を保有することになる取引が「買収」にあたります。もっとも、過半数取得に至らない株式譲渡の場合でも、その結果、株式取得者が、株主間協定等によって取締役会の過半数を支配する権利を取得する場合等には、やはり、「買収」にあたると思われる余地があります<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 「買収」には、株主との合意により株式を取得する方法による買収と、対象会社の取締役会との合意に基づく新株発行によって株式を取得する方法による買収があり、それぞれ要求事項に違いがありますが、本稿ではより一般的な、「株主からの株式取得による買収」を取り上げます。

<sup>2</sup> 他方、単に支配株主が不在となる株式譲渡の場合(例えば、A が、60%株主である B から株式 15%を取得する結果、

株式取得が「買収」に該当する場合、会社法に基づき、主に以下のような手続きに対応することが求められます。

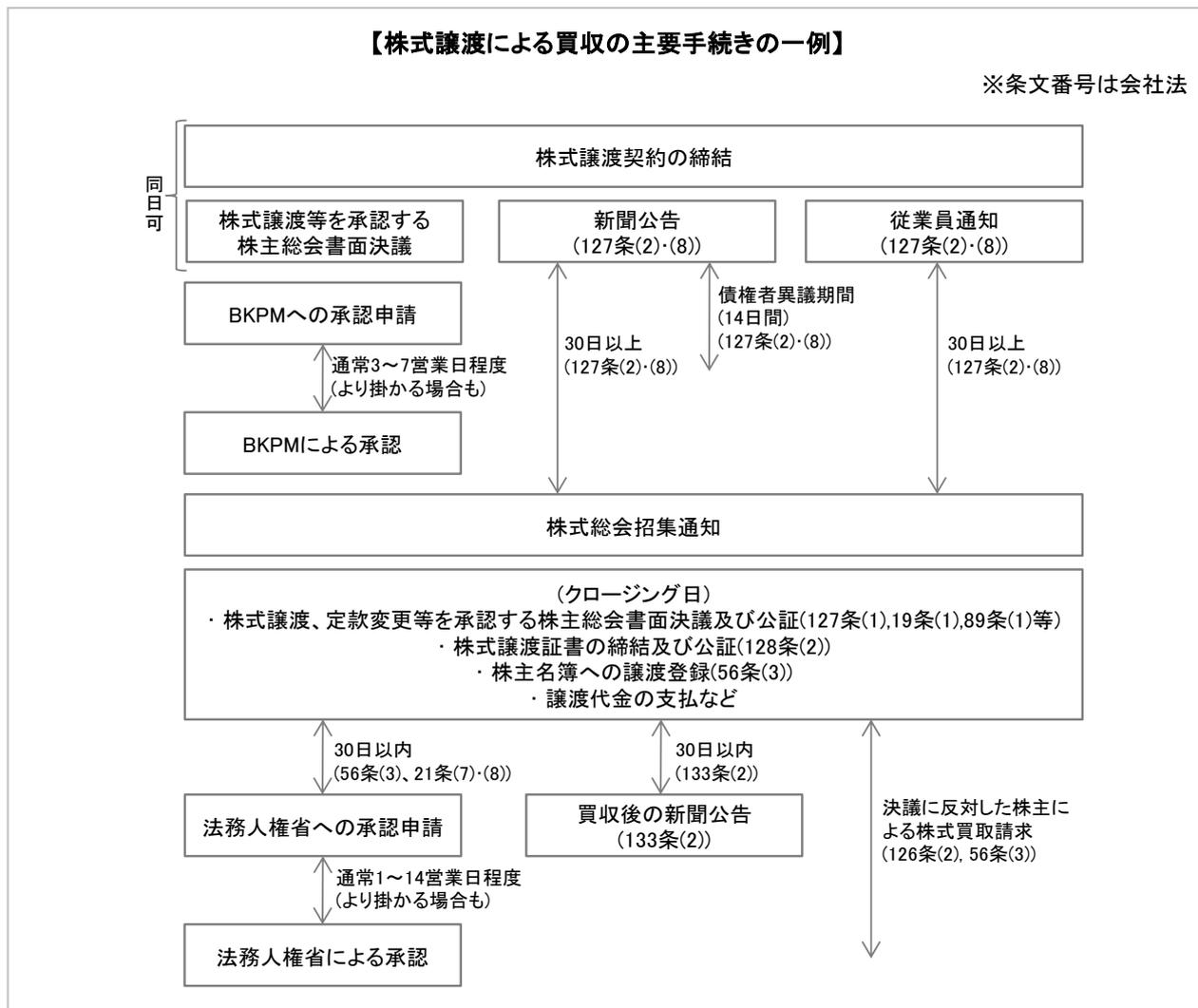
- (1) 買収前後の新聞公告の実施
- (2) (対象会社)の従業員への通知
- (3) (対象会社)の株主総会特別決議による承認
- (4) 買収に反対する株主からの株式買取請求
- (5) 公正証書による買収証書の作成

日本においては、合併、会社分割または株式交換等を実施する際に、会社法に基づき、一定の債権者保護等の手続きを履行することが求められますが、単純な株式譲渡においても上記のような手続きを要求するインドネシアでの「買収」は、ユニークな制度であると思われます。

## 3. 買収のスケジュール

「買収」を行う際は、それぞれの手続きに要求される期限等を踏まえ、効率的にスケジュールを組む必要があります。次頁にて、主要手続きの流れの一例を図にしておりますので、ご参照下さい。

A の持株は 45%となって過半数を割るものの、その他の誰も過半数株式を保有しない状態となる場合など)については、「支配権の移転」があったといえるか疑問であり、かつ語義からしても、「買収」には当たらないと考えることが出来るようにも思われます。



ただし、同図はあくまで参考例であり、適切性を保証するものではなく、実際の取引においては、個々の事案や、担当弁護士の見解を踏まえた手続きを行う必要がある点にご留意下さい。

#### 4. 各手続きについて

以下、各手続きについて、簡単に解説します。

##### (1) 買収前後の新聞公告の実施

###### ア. 買収前公告

買収の対象となる会社は、買収を承認する同社株主総会の招集日の遅くとも 30 日前までに、買収の要旨について、最低でも1つ以上の新聞

紙において公告しなければなりません(会社法 127 条(8)および(2))。

これは、関係当事者に、当該買収の計画を認識させる機会を提供する趣旨に基づくものであり、会社の債権者は、当該公告の日から14日間<sup>3</sup>、買収に対する異議を申し述べることができます。債権者から異議が出された場合、会社は、債務の支払いをする、条件の変更合意をするなどして、当該異議を解決することが求められます。債権者による異議を解決できない場合、買収を実行する

<sup>3</sup> 14 日以内に異議を述べない場合、債権者は、当該買収を承認したものとみなされます。

ことは出来ないものとされています(会社法 127 条(8)及び(4)ないし(7))。

日本企業による買収の場合、通常、買収後の対象会社の財務体力や信用に疑義が生じることは少ないため、債権者から異議が出ることは多くはないと思われませんが、出来るだけ目立たない形で手続きを進めるため、比較的人気が低く、発行部数も小さい日刊新聞紙を選び、公告を行うという例も見られます。

新聞公告の手配は、インドネシア現地の法律事務所を通じて行うこともでき、このような買収案件に携わる現地弁護士(法律事務所)の多くは、いくつか候補となる新聞社のコンタクト先を把握しています。

#### イ. 買収後公告

買収後公告として、買収の効力発生後 30 日以内に、同様に、買収が完了した旨の新聞公告を行うことも義務付けられています(会社法 133 条(2))。

#### (2) 従業員への通知

買収の対象となる会社は、買収を承認する株主総会の招集日の遅くとも 30 日前までに、買収の要旨について、労働者に書面で通知しなければなりません(会社法 127 条(8)及び(2))。

通知は、例えば会社内の掲示板に通知文書を掲示する等の方法で行われ、個々の従業員に通知書面を送る必要はありません。この手続きは、会社の支配権移転に伴い、労働者に対して、就業を継続するか否かを検討する機会を与えるためのものであり、就業継続を希望しない労働者に

対しては、通常よりも手厚い退職金を支払うことが求められます(労働法 163 条(1))。

上記(1)と同様、日本企業による買収の場合には会社の信用が悪化することは多くないため、従業員にも好意的に捉えられることが多いように思われます。しかし、上記義務により、場合によっては従業員が集団で会社を退職する事態(人材の喪失および退職金支払によるキャッシュアウトという両面で痛手となりえます)や、そこまではいかずとも、以前より退職を検討していた従業員がこれを好機として退職を名乗り出るような事態が生じるリスクを念頭に置く必要があります。また、退職を引き止めるために、従業員に一定の金額を支払うことを決断するようなケースもあり得ます。

#### (3) 株主総会特別決議による承認

##### ア. 決議要件

買収は、定款でより高い定足数や決議要件が課されていない限り、議決権ベースで4分の3以上の株主が出席した対象会社の株主総会において、出席議決権の4分の3以上の承認を得る必要があります(会社法 89 条(1))。ただし、4分の3以上の定足数を満たせなかった場合の二度目の株主総会では、定款でより高い定足数が課されていない限り、定足数が「3分の2以上」まで緩和されます(会社法 89 条(3))。

##### イ. 書面決議による方法

この決議は、すべての議決権を保有する株主が同意する限り、書面決議で行うことも可能です(会社法 91 条)。従って、手続きの簡便性から、買収にあたり、書面決議の方法を採用することも多

と思われます。ただし、書面決議で行う場合も、新聞紙公告や従業員通知の必要期間起算日が「株主総会の招集日」とされていることから、一応、招集通知を発出することが安全であると理解されます。

#### ウ. BKPM 申請との関係での事前の株主総会決議

外国企業による買収の場合、買収を決議した株主総会をもって、外国資本投資を主管する投資調整庁(BKPM)から、株主の異動について承認を得る必要があります<sup>4</sup>。

この手続きとの兼ね合いで、上記3のスケジュールのとおり、手続期間を短縮するため、BKPM 申請用に、別途、事前に株主総会決議を行う方法もあります。当該方法によると、株主総会決議を2度通す負担が増す反面、全体の手続期間を圧縮することができ、インドネシアの大手法律事務所等でも採用されている手続きの工夫です。他方、当該方法は、買収を決議する株主総会は新聞紙広告から30日以上空けて行わなければならないとする会社法の規定に違反するとする見解もあるようです。

#### (4) 買収に反対する株主からの株式買取請求

買収の株主総会決議に反対する株主は、会社に対し、自己の株式を適正な価格で買い取るように請求する権利を有します(126条(2)、62条(1)c)。ただし、この手続きによっても、買収手続自体が阻害されるわけではありません。

<sup>4</sup> Regulation of the Head of the BKPM No. 14 of 2015 regarding Guidance and Procedure of License in Principle for Capital Investment およびその修正に係る Regulation of the Head of the BKPM No. 6 of 2016。

#### (5) 公正証書による買収証書の作成

買収を行う場合、公証された買収証書を作成する必要があります(128条(2))。通常は、売主と買主が株式譲渡に合意する内容を記載した証書を作成して当事者が署名し、これを公証人が公証することにより、買収証書を作成します。なお、買収にあたらぬ株式譲渡においては、株式譲渡証書は必ずしも公証することは求められません(56条)。

#### 5. 終わりに

買収の手続きにあたっては、上述のとおり、株式譲渡実行のタイミングで、インドネシアの公証人の面前で、譲渡証書や株主総会書面決議等に署名する必要が生じます<sup>5</sup>。日本企業による買収の場合、契約書に署名する権限を有する取締役等がインドネシアに赴くことは容易でない例も多く、そのような場合には、当該署名権者の名義で、会社担当者等に署名代理権を付与するための委任状を作成することが多く見られます。当該委任状については、日本で作成される場合、日本の公証人による公証およびインドネシア大使館における認証等が必要とされますが、委任状さえ作成しておけば、インドネシアではままたりうる予期せぬ手続きの遅延にも柔軟に対応できることとなるため、便利です<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 株主総会書面決議についてはインドネシア国外で署名することが認められないわけではないですが、その場合、当該署名国における公証及び大使館を通じた認証等が必要になり、手間が増します。

<sup>6</sup> 委任状の公証に際しては、署名者本人が必ずしも公証役場に赴かず、署名者による署名を見届けた第三者が公証役場に赴き、署名が署名者によるものであることを自認する、いわゆる代理認証、代理自認の方法が便利です。同方式は、厳密な意味で公証人の面前で署名する方式で

要求される買収手続きに違反があった場合、買収の効力が否定されることもあり得ます。そこで、買収手続きの実行に際しては、各手続きを確実かつ適切に処理していきつつ、効率的な段取りを検討することが肝要となります。そのためには、弁護士等の専門家はもとより、手続きの実務をよく理解し、顧客の要望に無理のない範囲で柔軟に対応できる融通性をもった優秀な公証人を確保することも重要です。

西村あさひ法律事務所  
NISHIMURA&ASAHI

吉本 智郎(よしもと ともろう)  
西村あさひ法律事務所  
シンガポール事務所  
弁護士



2007年弁護士登録。14年4月よりシンガポール事務所に赴任。インドネシア、シンガポール、マレーシアを中心とした東南アジア諸国のM&A、JV、国際商事案件一般、一般企業法務に多く携わる。

はないものの、インドネシアにおける手続上、同法式が問題視された例は把握しておりません。

# Business 【Malaysia】



## 2017 年度マレーシア予算案における 税制改正

青木 貴宣 FAIR CONSULTING MALAYSIA SDN. BHD.

2017 年のマレーシアの予算案が 16 年 10 月 21 日に発表されました。本年度は、①成長の加速 (Accelerating Growth)、②財政上の慎重さの確保 (Ensuring Fiscal Prudence)、③国民の幸福度の向上 (Enhancing Well-being of the People) の 3 つがテーマとなっています。

予算案によると、歳出は 2,608 億リンギット(以下、「RM」となっており、歳入は 2,197 億 RM を見込んでいます。財政赤字は 3.0%(対 GDP 比)を見込んでおり、16 年より赤字幅を 0.1%抑えることを目標としています。また、17 年の実質 GDP 成長率は 4%から 5%と予測しており、16 年の 4%から 4.5%の範囲より高い水準となっています

なお、GST(Goods and Services Tax)については、税率引き上げについて注目されていましたが、ナジブ首相は現行の 6%の税率を据え置くことを明らかにしました。

予算案では、主に以下の 4 つの戦略を掲げています。

【表 1】

前賦課年度に比べ増加した課税所得の割合(%)	引き下げ幅 (%)	軽減後の法人税率(%)
5.00 未満	-	24
5.00-9.99	1	23
10.00-14.99	2	22
15.00-19.99%	3	21
20.00 以上	4	20

- 新規事業および中小法人の成長の後押し
- 国民の健康およびライフスタイルの質の向上
- 女性の子育て支援
- ブミプトラ政策の推進

今回はその予算案のうち、日系企業に関連性が高いと考えられる、税制改正の内容について解説します。

### 『法人税(Corporate Tax)』

#### ① 課税所得の増額による法人税の軽減措置

現行(2016 賦課年度<sup>1</sup>)のマレーシアの法人税率は 24%に規定されていますが、17、18 賦課年度においては、法人の課税所得の増額割合に応じて表 1 の通り、24%からの段階的な税率の引き下げが提案されています。

#### ② 中小法人に対する法人税の軽減措置

SMEs<sup>2</sup>と呼ばれる中小法人は、50 万 RM までの金額に対して現行は 19%の軽減税率が適用されていますが、次頁表 2 の通り、17 賦課年度より 18%への税率の引き下げが提案されています。

<sup>1</sup> 16 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに終了する事業年度をいいます。

<sup>2</sup> Small and medium enterprises (SMEs) とは、払込資本金が 250 万 RM 以下の法人(かつ、払込資本金が 250 万 RM 超の法人と親子・兄弟関係にないこと)等をいいます。

### ③ 特定所得にかかる源泉税の適用範囲の拡張

マレーシアでは、海外の法人または個人が行った一定のサービス(利息、ロイヤルティー、テクニカルフィー等)の支払に対しては、源泉税を納めなければなりません。

今回の改正では、海外の法人または個人が表3(i)および(ii)の特定所得を収受する場合の源泉税の取り扱いが表3の通り変更になる旨が提案されています。

### ④ 源泉税におけるPublic Entertainer(芸能人等)の定義の拡張

Public Entertainerの定義は、表4の通り変更される旨が提案されています。

【表2】

課税所得(RM)	法人税率(%)	
	現行	2017 賦課年度以降
500,000 以下	19	18
500,000 超	24	24

### ⑤ ロイヤルティーの定義の拡張

ロイヤルティーの定義は、次頁表5の通り変更される旨が提案されています。

### 『移転価格税制(Transfer Pricing)』

Country By Country Report(国別報告書)を提出しない場合には、同表6のペナルティーが科される旨が検討されています。

【表3】

現行	改正後 <sup>注1</sup>
下記(i)および(ii)の特定所得のうち、海外で行われた部分については、マレーシア国外で生じた所得(国外源泉所得)とされ、源泉税の対象となりませんでした。	下記(i)および(ii)の特定所得のうち、海外で行われた部分についても、マレーシア国内で生じた所得(国内源泉所得)とみなされる提案がされています。その結果、事業が行われた場所が国内か国外かに関わらず、マレーシアにおいて源泉税が課されることとなります <sup>注2</sup> 。
(i) 非居住者またはその従業員(以下、「非居住者等」)によって行われる以下に関連するサービスの対価 <ul style="list-style-type: none"> <li>非居住者等が保有する資産または著作権等の権利の使用</li> <li>非居住者が購入した設備、機械および器具の設置または運用</li> </ul>	
(ii) 科学、産業、営利事業等のあらゆる分野における技術的なサービスの対価	

注1) Finance Actの施行日(17年1月1日)から効力が生じることになります。

注2) マレーシアと諸外国が締結している租税条約により取り扱いが異なる可能性があります。

【表4】

現行	改正後 <sup>注3</sup>
Public Entertainerとは、ステージ、ラジオ、テレビに関わるアーティスト、音楽家、スポーツ競技者またはこれらの分野で活動する個人、社員。	Public Entertainerとは、次に掲げる者と再定義されることが提案されています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>司会者、モデル、サーカス演技者、講演家、演説家、スポーツ競技者、アーティストまたはこれらの分野で活動する個人、社員。</li> <li>個人で芸術、音楽、スポーツ等の分野で、あらゆる媒体(公演、出版、電子媒体、衛星、有線、インターネット、映像フィルムや録音テープ、テレビ、ラジオ放送など)を通じてその知識や芸術的・音楽的才能、技能を使って活動を行う者。</li> </ul>

注3) Finance Actの施行日(17年1月1日)から効力が生じることになります。

『個人所得税(Individual Tax)』

① 所得控除(ライフスタイル控除)

書物、コンピューター、スポーツ用品の購入費用にかかる所得控除を柔軟に適用できるよう、これらの控除をまとめた「ライフスタイル控除」という所得控除の創設が提案されています。控除対象品目と控除金額は表7の通りです。

② 授乳器具取得にかかる所得控除

授乳器具を購入した場合、1,000RMを上限にその購入費用を所得控除できる控除項目の創設が提案されています。ただし、2歳以下の乳児を持つ働く女性に限定され、所得控除は2年に1度適用することが可能とされています。

③ 託児所・幼稚園費用支払にかかる所得控除

6歳未満の児童を Child Care Centre Act 1984 に定める託児所または Education Act 1996 に定め

【表5】

現行	改正後 <sup>注4</sup>
(a) 著作権、芸術上もしくは学術上の著作物、特許権、意匠、模型、図面、秘密工程もしくは秘密法式、商標権、ラジオ放送用又はテレビ放映用のテープ、映画フィルム等の使用もしくは使用の権利の対価 (b) ノウハウ、技術上、産業上もしくは商業上の情報、学術上の知識や経験または技能の使用もしくは使用の権利の対価 (c) (a)および(b)で定める資産またはノウハウの譲渡から生ずる収入	左記(a)から(c)の他、下記(d)から(g)についてもロイヤルティーの定義に含めることが提案されています。 (d) ソフトウェアの使用もしくは使用の権利の対価 (e) 衛星やケーブル、光通信などの技術により送信される映像イメージ、音楽、またはその両方の受信もしくは受信の権利の対価 (f) 許認可された無線周波数スペクトルの使用もしくは使用の権利の対価 (g) ロイヤルティーの定義に述べられているあらゆる資産または権利にかかるその使用、受信もしくはそれらの権利等の全部または一部の放棄により生ずる収入

注4) Finance Act の施行日(17年1月1日)から効力が生じることになります。

【表6】

提出義務者	提出期限	期限超過の場合のペナルティー
連結売上高が7.5億ユーロ以上の多国籍企業が対象。	Finance Act の施行日(17年1月1日)から効力が生じ、17年1月1日以後に開始する事業年度にかかる国別報告書の最初の提出期限は、18年12月31日となる。	RM2万以上 RM10万以下の罰金、もしくは6カ月以下の禁固刑、もしくはその両方が課される。

【表7】

現行	2017 賦課年度以降
書物、コンピューター、スポーツ用品の購入を促進するため、以下の3つの所得控除が認められています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>年間 RM1,000 を上限とする書籍、雑誌等(新聞等を除く)の取得にかかる所得控除</li> <li>上限額を RM3,000 とするパソコンの取得にかかる所得控除(3年に1度適用可能)</li> <li>年間 RM300 を上限とするスポーツ用品の取得にかかる所得控除</li> </ul>	左記所得控除の代わりに、ライフスタイル控除として、年間 RM2,500 を上限とする以下の対象品目の取得にかかる所得控除の創設が提案されています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新聞購読費用</li> <li>スマートフォン、タブレットの購入費用</li> <li>インターネット契約料</li> <li>フィットネス会費</li> </ul>

【表8】

現行	改正後 <sup>注5</sup>
以下の対象品目について、下記(i)から(iii)までの優遇措置が認められています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>特殊加工食品</li> <li>医薬品、化粧品およびパーソナルケア</li> <li>食肉製品</li> <li>ハラール材料</li> </ul>	左記の対象品目に加えて、以下の品目についても下記(i)から(iii)までの優遇措置の認可が提案されています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>栄養補助食品</li> <li>プロバイオティクス食品</li> </ul>
(i) 適格資本的支出をした場合の10年間の免税措置または輸出売上増加に応じた5年間の免税措置 (ii) 対象ハラール製品の開発および生産に使用する原材料に課される輸入税の免税措置 (iii) 国際標準規格の取得にかかる費用の二重控除	

注5) 16年10月22日後に Halal Development Corporation(HDC)によって受理された申請分から効力が生じることになります。

る幼稚園に預ける場合、1,000RM を上限にその費用を所得控除できる控除項目の創設が提案されています。ただし、この控除は児童の両親のいずれかのみが適用できるとされています。

### 『優遇税制 (Investment Incentives)』

#### ① 4ツ星、5ツ星ホテルへの優遇措置の延長

新規4ツ星、5ツ星ホテルのパイオニアステータスと投資控除(ITA)の申請期限を18年12月31日まで2年間延長することが提案されています。

#### ② 優遇措置の適用可能なハラール製品の追加

ハラール産業に対する優遇措置の拡張が表8の通り、提案されています。

### 『租税管理 (Tax Administration)』

#### Collection Intelligence Arrangement(CIA)の設置

マレーシア財務省管轄の CIA は、歳入局(Inland Revenue Board)、税関局(Royal Malaysian Customs)および会社登記局(Companies Commission of Malaysia)が参加し、各機関が情報を共有することにより、徴税効率の向上とコンプライアンスの強化が見込まれています。

【表9】

価格(RM)	印紙税率(%)	
	現行	18年1月1日以後
100,000 以下	1	1
100,000 超 500,000 以下	2	2
500,000 超 1,000,000 以下	3	3
1,000,000 超	3	4

### 『印紙税 (Stamp Duty)』

#### 不動産の譲渡にかかる印紙税率の改定

100万RMを超える不動産の譲渡にかかる印紙税率は表9の通り、18年1月1日より現行の3%から4%に引き上げられることが提案されています。



**FAIRCONSULTING GROUP**

**青木 貴宣**

(あおき たかのり)

Fair Consulting Malaysia

フェアコンサルティング マレーシア

中堅会計事務所にてオーナー企業や中小企業の経理業務全般に従事。その後、EY 税理士法人にて主に上場企業と外資系企業の税務申告業務や税務アドバイザリー業務に従事し、国内・国際税務、組織再編税制、連結納税などの幅広い分野での税務業務を担当。現職では日系企業が海外進出する際の様々な問題を解決するためのコンサルティング業務を提供している。

# Business 【China】



## 非居住企業による 中国法人持分の譲渡取引の要点

王銳 深圳市伝智コンサルティング有限公司

### 1. はじめに

ここ数年、中国でよく見られる非居住企業による中国法人持分の譲渡取引は、大きく分けると二種類ある。即ち、中国市場から資本を撤退することを目的とする、第三者企業への持分譲渡、およびグループ内の持分構成を調整するための、関連者企業への持分譲渡である。本稿では、実際の非居住企業による中国法人持分の譲渡案件を例に、関連手続きや、税務上および非税務上の要点を紹介する。

### 2. プロジェクト背景

図表1が示すように、中国企業のA社と香港企業のHK社は日本にあるJP社が設立している二つの100%子会社である。A社は製造企業であり、HK社はA社の製品を取り扱う商社である。A社とHK社の実際に履行している機能とリスクを考慮し、グループ全体の投資効率を向上させるために、JP社は所有するA社の持分をすべてHK社に譲渡することに決めた。A社の登録資本金は500万人民币元(以下、元)であるため、内部検討の上、持分譲渡の対価を500万元にし、JP社への対価支払として、HK社が500万元に相当する自社の株を増加した。

### 3. 持分譲渡の手続き

非居住企業による中国法人持分の譲渡に関する主な手続きは以下のとおりである。

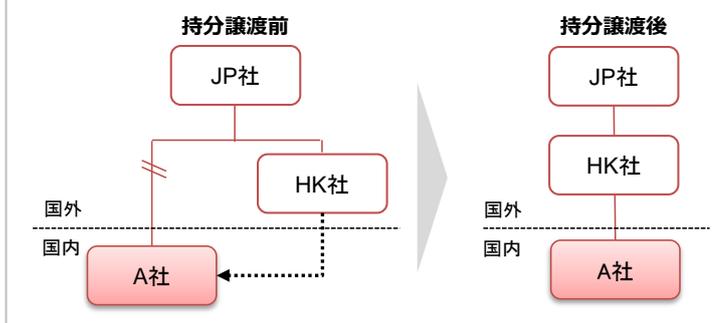
#### Step 1 (前期の準備)

- 持分譲渡協議の締結
- 会社定款の修正
- 会社権力機構の決議
- 資産評価報告(必要な場合)
- その他の関連資料の準備

#### Step 2 公証局<sup>1</sup>

持分譲渡協議の現場公証。契約双方の授権する代表者が現場で協議を署名する必要あり。

【図表1】持分譲渡前後の出資関係図



<sup>1</sup> 深圳など一部の地域では、持分譲渡を行う際、持分譲渡協議を公証する必要がある。契約双方の授権する代表者が現場で協議を署名しなければならない。また譲渡対価に基づく公証費用も発生する。そのため、事前に公証の必要性について確認を取っておくとよい。

**Step 3 商務部<sup>2</sup>**

持分譲渡に関する申請を提出する。

**Step 4 工商局**

営業許可証の登記変更手続きをする。

**Step 5 所轄税務局<sup>3</sup>**

特殊性税務処理に関する届出を A 社の所轄税務局に提出する。

**Step 6 その他政府部署(国家・地方税務局<sup>4</sup>、外貨管理局<sup>5</sup>、税関)**

その他の関連部門への登記変更申請

**4. 税務上の要点****◆ 企業所得税****一般性税務処理 VS 特殊性税務処理**

持分譲渡を行うにあたって、特殊性税務処理の要件を充足する場合を除き、下記の一般性税務処理を適用することになる。

- ✓ 持分譲渡企業は持分譲渡損益を認識

<sup>2</sup> 16年10月より、「外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法」が施行され、外商投資企業は持主変更が発生するに際し、従来の承認手続きはオンラインによる届出(備案)となり、手続きが簡素化されている。

<sup>3</sup> 特殊性税務処理の適用条件を充足する場合、持分譲渡協議が発効し、工商局への持分変更手続きを完了した日から30日以内に所轄税務局に届出を提出することが義務付けられている。一方、一般性税務処理を適用する場合、譲渡側は譲渡益に対し、申告納税を行うべきである。

<sup>4</sup> 16年10月より、「五証合一、一証一碼」(五証: 営業許可証、税務登記証、組織機構コード証、社会保険登記証と統計登記証)という政策が施行されることにより、税務登記証はすでになくなったが、実務上、持分譲渡を行う際に、関連情報を税務局に報告する必要がある。

<sup>5</sup> 現在、外貨登記に関する手続きは外貨管理局から銀行に委託されている。

- ✓ 取得持分の取得原価は時価によって認識

ただし、持分譲渡が次に掲げる要件をすべて満たす場合は、特殊性税務処理を適用することができる。

**① 合理的な事業目的**

合理的な商業目的を有し、かつ課税の回避、免除もしくは繰り延べを主たる目的としないこと

**② 再編対象の持分の割合**

買収企業の買収する持分が被買収企業の全持分の50%以上を占めること

**③ 事業継続要件**

再編後の12カ月間、企業は再編資産の従来の実質的経営活動を変更しないこと

**④ 取引対価**

持分譲渡により、被買収法人の株主の取得する持分支払が取引対価総額の85%以上であること

**⑤ 持分継続保有要件**

再編後の12カ月間、持分支払いを取得したものと主要株主は、取得した持分を譲渡しないこと

**⑥ 非居民者企業に関わる持分譲渡の場合の追加条件**

非居民者企業に関わる持分譲渡が特殊性税務処理政策を適用するには、更に下記のいずれかの状況に該当する必要あり(次頁図表2)

- a) 非居住企業が100%直接支配する他の非居住企業に対し、保有する居住企業の持分を譲渡する。

将来年度において当該持分譲渡による所得の源泉徴収税負担が変化しないこと。

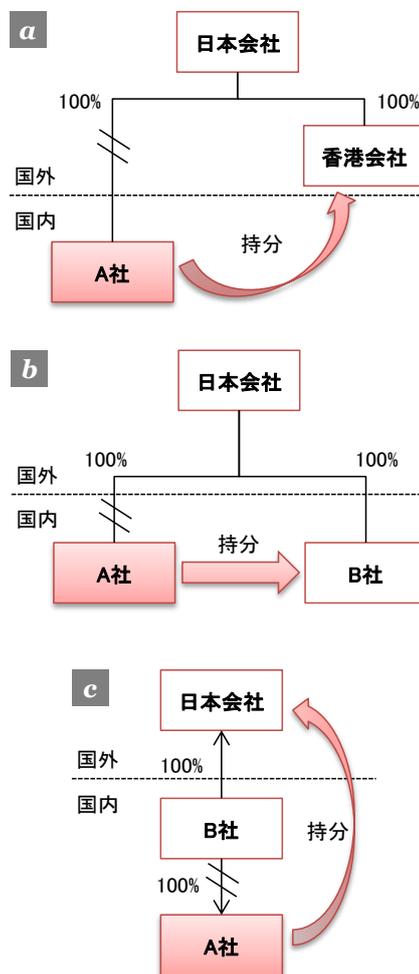
譲渡側の非居住企業が主管税務局に対して、保有する譲受側非居住企業の持分を3年(3年を含む)以内に譲渡しないことを書面にて承諾すること。

- b) 非居住企業が保有する居住企業の持分を、100%直接支配する居住企業に対し、譲渡する。
- c) 居住企業が保有する持分や資産をもって、100%直接支配する非居住企業に投資をする。

本件では、JP社が保有する国内企業のA社の持分を100%子会社のHK社に譲渡するため、上記②と⑥のaに該当する。また、HK社が500万元に相当する自社の株を増加することにより、JP社へ対価を支払うため、100%の持分対価であり、上記④を充足する。一方、①、③と⑤の要件に関しては、JP社は承諾書の形で充足できると主張し、本件は最終的に特殊性税務処理が適用された。具体的な所得税の処理は以下のようにまとめられる。

- ✓ JP社が取得するHK社の持分の課税基礎額は、再編対象となるA社の持分の元の課税基礎額の500万元を以て決定する。
- ✓ HK社が取得するA社の持分の課税基礎額は、再編対象となるA社の持分の元の課税基礎額の500万元を以て決定する。

【図表2】非居民者企業に関わる持分譲渡の場合の追加条件



また、国家税務総局公告 2013 年 72 号(以下、「72 号公告」)によると、譲渡側と買収側が同じ国あるいは地域に所在しない場合、譲渡対象企業が持分譲渡前の未処分利益を持分譲渡後に買収側に配当する場合、買収側の所在国(地域)と中国が締結している租税条約に規定される配当関連優遇待遇を適用してはならない。

本件では、譲渡側のJP社と買収側のHK社が同じ地域に所在しないため、A社が持分譲渡前に自社にあった未処分利益を持分譲渡後にHK社に配当する場合、中国と香港間の租税条約に定めている5%の配当優遇税率を適用することができない。

## 特殊性税務処理の届出(備案)

非居住企業が中国法人の持分を譲渡する場合、72号公告に基づき、図表3のように税務局に届出(備案)を提出しなければならない。

【図表3】税務局への届出にかかる注意事項

申告期限	持分譲渡協議が発効し、工商登記の変更手続きが完了してから30日以内
申告義務者*1	持分譲渡側或いはその授権代理人
申告受理機関*2	A社所在地の所轄税務局
申告記入資料*3	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「非居住者企業による持分譲渡に対する特殊性税務処理の適用申告表」</li> <li>✓ 持分譲渡取引に関する概要説明、持分譲渡の事業目的、持分譲渡が特殊性税務処理の要件に該当することの証明、持分譲渡前後における会社資本構成図などの資料</li> <li>✓ 持分譲渡業務契約書(原本が外国語で作成された場合、中国語訳を提出必要)</li> <li>✓ 工商局など関連部門による企業持分変更事項の認可に関する証明資料</li> <li>✓ 持分譲渡時点における譲渡対象企業の未処分利益に関する暦年資料</li> <li>✓ 税務局が要求するその他資料</li> </ul>

\*1:非居住企業が保有する居住企業の持分を、100%直接支配する居住企業に譲渡する場合、申告義務者は持分譲受側もしくはその授権代理人である。

\*2:非居住企業が保有する居住企業の持分を、100%直接支配する居住企業に譲渡する場合、申告受理機関は譲受側の所在地の所轄税務局である。

\*3:資産評価報告書の提出必要性に関して、5. 非税務上の要点を参照されたい。

## 印紙税

現行の印紙税関連規定によると、持分譲渡契約は印紙税の課税範囲に該当する。適用税目は財産権移転証書、適用税率は0.05%、課税ベースは譲渡対価となる。契約双方とも印紙税を納付する義務がある。

一方、非居住者企業による中国法人の持分譲渡取引の場合、譲渡側の非居住者企業は通常中国において税務登記をしていないため、実務上、印紙税をどのように納付するかを事前に税務当局に確認を取っておくことをお勧めする。

本件では、譲渡対価が500万元であるため、契約各側が納付すべき印紙税は2,500元(=500万X0.05%)となる。譲渡側も譲受側も非居住者企業であるため、最終的には譲渡対象企業のA社が代理人として関連印紙税を納付した。

## 5. 非税務上の要点

## ◆ 資産評価の必要性

72号公告によると、譲渡対象となる被譲渡企業の持分に関する資産評価報告書の提出が要求されていないが、国家税務総局公告[2010]4号(以下、「4号公告」)、そして4号公告の更新となる国家税務総局公告[2015]48号(以下、「48号公告」)に基づくと、特殊性税務処理を適用するには、当該資産評価報告書も提出資料に入っている。

本件では、前期段階において、用意資料の一つとして、A社の所在地の第三者資産評価機構にA社の持分に関する資産報告書の発行をしてもらった。

### ◆ 持分譲渡協議に関する公証の必要性

前述したように、深圳など一部の地域では、持分譲渡を行う際、持分譲渡協議を公証する必要がある。本件では、A社が深圳に所在するため、商務部への承認申請を行う前に、深圳市公証局に持分譲渡協議に関する公証を受けた。当時の要求では、契約双方の授権する代表者が現場で協議に署名しなければならなかったが、関連者企業間の持分譲渡であるため、契約双方が同じ代理人に協議の署名を授権した。一方、弊社が取り扱っていた上海での持分譲渡の案件では、持分譲渡協議に関する公証が不要であった。そのため、再編を行う前に、事前に公証の必要性について確認を取っておくことをお勧めする。

## 6. 終わりに

以上のように、持分譲渡再編は具体的なアレンジ、そして地域により、税務上と非税務上における処理が違ってくるため、検討中の企業におかれては、上述で取り上げている要点を事前にチェックし、早めに計画を立てておくことをお勧めする。必要に応じて、専門家の力を借り、事前調査および関連手続きを任せることも選択の一つになるだろう。



王銳 (Richard Wang)

深圳市伝智コンサルティング有限公司  
パートナー  
中税諮詢グループシニアパートナー  
中国公認会計士



四大監査法人に10年ほど勤務し、シニアマネージャーとして、華南地域の日系企業コンサルティングチームのリーダーを担当。2012年に独立し、伝智コンサルティングを創設。中税諮詢グループの主要メンバー。日本会計士協会、中国税理士協会、在日本中国大使館、JETRO、中国地方政府機関、日本商工会等の機構が主催するセミナーにおいて、日本および中国に関する税務問題に関する講師を担当。



【アジア経済情報】

# アジア経済概況

## 2017年にかけて成長率は横ばいで推移へ

小林 公司 みずほ総合研究所

### 16年3Qの景気は一部で持ち直し

2016年3Q(7~9月期)のアジアの実質GDP成長率は、一部の国・地域で持ち直しの動きがみられた(図表1)。背景には、IT関連を中心とする輸出の回復がある。パソコンやスマートフォン以外にも家電や自動車などの機器がインターネットに接続するIoT(モノのインターネット)が広がり始め、世界的に半導体の需要には追い風が吹いている模様だ。電気機械を輸出の主力とする各国では、当該品目の輸出が回復してきた(図表2)。

国・地域別にみると、中国は、前期から成長率が横ばいとなり、景気は下げ止まりとなっている。製造業のストック調整圧力が続く中で、インフラ投資などの政策効果によって景気が支えられる展開が続いた。

NIEs では、台湾がIT関連輸出を中心に加速し

た。韓国は、IT関連輸出が拡大したものの、現代自動車におけるストライキの長期化を背景に減速した。香港は、変動の激しい在庫投資を中心に減速した。シンガポールは、輸出と内需が軒並み不振でマイナス成長に陥り、NIEs の中では景気の低迷ぶりが顕著だ。

ASEAN5 では、加速した国と減速した国がまちまちだった。ベトナムは、パソコンや電化製品などの輸出が伸びを高めて加速した。マレーシアは、在庫投資と輸出を中心に加速した。フィリピンは、5月に実施された大統領・議会選挙の関連特需がはく落して前期比では減速したものの、内需を中心に景気の実勢は引き続き堅調だった。インドネシアは、財政赤字抑制の動きの中、公需を中心に減速した。タイは、内需の基調が弱く減速した。

インドは加速した。天候要因による農業所得の

【図表1】実質GDP成長率

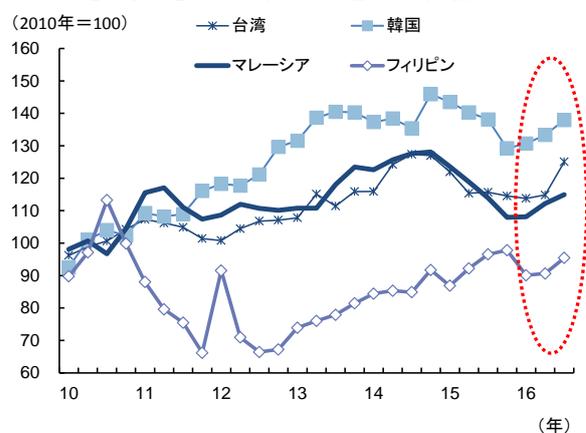
	2015			2016		
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9
韓国	1.7	5.0	2.7	2.1	3.2	2.5
台湾	▲ 6.8	▲ 0.0	0.1	4.9	0.2	3.9
香港	2.5	1.9	0.8	▲ 2.1	6.3	2.5
シンガポール	▲ 1.6	2.3	6.2	0.1	0.1	▲ 2.0
タイ	2.0	3.7	3.4	3.9	3.0	2.2
マレーシア	3.8	3.5	5.0	4.2	2.7	6.1
フィリピン	8.7	5.0	9.3	5.0	8.5	4.8

(前期比年率、%)

	(前年比、%)					
中国	7.0	6.9	6.8	6.7	6.7	6.7
インドネシア	4.7	4.7	5.0	4.9	5.2	5.0
ベトナム	6.5	6.9	7.0	5.5	5.8	6.4
インド	7.5	7.6	7.2	7.9	7.1	7.3

(資料)各国統計、CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

【図表2】アジア各国の電気機械輸出



(注)韓国、台湾、マレーシアは SITC77、フィリピンはフィリピン標準商品分類(PSCC)の電子製品。

(資料)各国統計、CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

回復と、約10年に一度の公務員給与改定を背景に個人消費が堅調に拡大した。一方で、稼働率低下による設備過剰感や、不良債権問題による銀行貸出の慎重化を背景に、設備投資の減少は続いた。

### 17年にかけてIT関連の輸出持ち直しが景気下支え

今後を展望すると、IT需要の持続的な回復が先行指標の半導体製造装置受注などからうかがわれ、トランプノミクスの減税効果が17年後半に現れることなどから米国の成長率も上向くと想定されるため、アジアの輸出は持ち直すと予想される。もっとも、近年に中間財貿易が停滞するなど、アジアを生産基地とするグローバル・サプライチェーンの拡大には一服感がみられること、米国の景気回復は緩慢なペースとみられるため、輸出の持ち直しは緩やかなものであろう。

一方で、トランプノミクスの効果を織り込む形でアジア各国は資金流出と通貨安の圧力に直面しており、こうした圧力に拍車を掛けるような景気対

策の発動余地は狭まり、政策による下支え効果は縮小していくと考えられる。

したがって、総じてみれば、アジア経済の成長率は横ばい圏での推移を続けると見込まれる。なお、トランプ次期大統領の保護主義は、アジアの輸出を下振れさせるリスク要因として注視が必要である。

中国では、16年末にかけて政策の下支え効果が強まっている模様であり、年内の成長率は横ばい圏で推移しよう。17年は、住宅購入規制の強化による不動産開発投資の鈍化が押し下げ要因となるものの、緩やかながらも輸出が持ち直し、インフラ投資などの下支えも続くことから、小幅な減速にとどまる見通しである。

インドでは、16年末に突然実施された高額紙幣無効化の影響で一時的に景気が失速し、17年には新紙幣への切り替えが進むにつれて回復に向かうとみられる。ただし、紙幣切り替えが遅れる場合には、17年の景気は下振れするリスクがあ

る。

以上を踏まえ、16年の実質GDP成長率は、中国が+6.7%、NIEsが+2.0%、ASEAN5が+4.8%、インドが+7.0%、17年は、中国が+6.5%、NIEsが+2.2%、ASEAN5が+4.7%、インドが+7.6%と予測する(図表3)。

【図表3】アジア経済見通し総括表

	(単位:%)						
	2011年 (実績)	2012年 (実績)	2013年 (実績)	2014年 (実績)	2015年 (実績)	2016年 (予測)	2017年 (予測)
<b>アジア</b>	7.4	6.5	6.5	6.4	6.1	6.0	6.0
<b>中国</b>	9.5	7.9	7.8	7.3	6.9	6.7	6.5
<b>NIEs</b>	4.1	2.3	2.9	3.5	2.0	2.0	2.2
韓国	3.7	2.3	2.9	3.3	2.6	2.6	2.4
台湾	3.8	2.1	2.2	4.0	0.7	1.3	2.1
香港	4.8	1.7	3.1	2.7	2.4	1.5	1.5
シンガポール	6.2	3.7	4.7	3.3	2.0	1.3	1.7
<b>ASEAN5</b>	4.7	6.2	5.0	4.6	4.8	4.8	4.7
インドネシア	6.2	6.0	5.6	5.0	4.8	5.0	4.9
タイ	0.8	7.2	2.7	0.8	2.8	3.1	2.9
マレーシア	5.3	5.5	4.7	6.0	5.0	4.1	4.1
フィリピン	3.7	6.7	7.1	6.2	5.9	6.6	5.7
ベトナム	6.2	5.3	5.4	6.0	6.7	6.1	6.2
<b>インド</b>	6.6	5.6	6.3	7.0	7.2	7.0	7.6
(参考)中国・インドを除くアジア	4.5	4.6	4.2	4.1	3.7	3.7	3.7
(参考)中国を除くアジア	5.4	5.0	5.1	5.4	5.2	5.2	5.5

(注)1. 実質GDP成長率(前年比)。

2. インドの伸び率は、2012年以前はIMF、2013年以降はインド統計計画実行省の値。

3. 平均値はIMFによる2014年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算。

(資料)各国統計、CEIC Data、IMFより、みずほ総合研究所作成

## Back Issues

## 2016年5月発行 第52号

- ・中国国有企業改革の現状～改革は「民営化」なのか～
- ・中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(後編)
- ・フィリピンの外資規制
- ・ベトナムにおける付加価値税(VAT)の還付
- ・インドの税制[58]所得の計算および開示に関する基準(ICDS)
- ・マレーシア新会計基準 MPERS の導入とその特徴
- ・シンガポール 2016 年度予算案
- ・解説・中国ビジネス法務[22]建設プロジェクト環境影響事後評価管理規則(試行)の制定と企業の留意点
- ・台湾における会社設立のステップと留意事項

## 2016年6月発行 第53号

- ・ベトナムへの関心を高める日本の製造業企業～2015年度「アジアビジネスアンケート調査」から～
- ・成熟フェーズにおける為替リスクマネジメント
- ・インドビジネス最新情報[20]インドにおける対外商業借入(ECB)規制に関する改正
- ・ベトナム現地法人設立にあたっての検討事項
- ・インドネシアにおけるネガティブリストの改正
- ・香港の統括会社の最新動向とコーポレート・トレジャリー・センターに対する税制優遇案の概要
- ・企業の繰り上げ解散による労働契約終了時の経済補償金  
《中華人民共和国物権法》の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈(一)についての解説

## 2016年7/8月発行 第54号

- ・2016 年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・香港における商標登録
- ・インドの税制[59]新会社法のもとでの現地法人の設立手続き
- ・知っておきたいマレーシアの法人税申告のポイント
- ・初めてベトナムへ駐在する場合の個人所得税申告の実務における留意点
- ・ベトナム民法の改正～表見法理の新設～Philippines:フィリピンの投資環境
- ・私募投資ファンド募集行為管理弁法の解説
- ・営業税から増値税への改革～生活サービス業への影響～

## 2016年9月発行 第55号

- ・フィンテックの特色と問題点ならびにアジアにおける可能性～ビットコインを支えるブロックチェーンに関する考察～
- ・香港における事業再編～「新会社条例」による最新合併事情
- ・2025年の製造強国入りを目指す中国の新製造業振興策

- ・タイにおける固定資産の管理と税務処理
- ・ベトナム現地法人設立直後の労務・税務上の検討事項
- ・インドビジネス最新情報[21]日印社会保障協定の発効
- ・退職後の競争禁止義務から学ぶ英国法系国のポリシー
- ・中国における事業撤退の要点～自主清算の事例から～
- ・解説・中国ビジネス法務[23]2016 年食品安全重点活動計画および企業の留意点

## 2016年10月発行 第56号

- ・台湾新政権下における中台関係と経済の行方(前編)～ヒマワリ運動から蔡新政権成立まで～
- ・中国の AEO 制度とその活用
- ・インドの税制[60]インドにおける LLP 制度
- ・マレーシア新会社法の概要
- ・ベトナム刑法および刑事訴訟の改正動向
- ・ベトナムにおける持分譲渡にかかる資本譲渡税
- ・金融口座に関する自動的情報交換(AEOI)制度の導入
- ・法定発効要件の欠如による無効契約～4つの事例から～

## 2016年11月発行 第57号

- ・サプライサイド構造改革のめざす先 ～「13次5カ年」期の中国産業政策～
- ・台湾新政権下における中台関係と経済の行方(後編)～蔡新政権の経済政策を展望する～
- ・新税制導入後の中国における越境 EC の動向
- ・フィリピンの会社清算
- ・ベトナムの PE 課税の現状と将来への対策
- ・インドビジネス最新情報[22]企業の社会的責任(CSR)に関する開示事例の検討
- ・台湾の留保金課税のケース・スタディーによる解説
- ・企業移転における主な留意点～企業の不動産資産の法的保護を中心に～
- ・企業間での貸付行為の効力問題

## 2016年12月発行 第58号

- ・サプライサイド構造改革のめざす先 ～「13次5カ年」期の中国産業政策～
- ・中国のドローン産業と日系参入のアプローチ
- ・香港統括会社の現状と CTC への対応～在香港日系統括会社調査より～
- ・華南における工場移転にかかる実務上の留意点
- ・インドの税制[61]インド物品・サービス税(GST)の最新動向～そのインパクトと企業の対応～
- ・インドネシア税務調査
- ・カンボジア税務調査の最新トレンドと対策
- ・台湾の法定休日
- ・解説・中国ビジネス法務[24]「外商投資企業に対する届出管理実施後の関連登記登録業務の遂行に関する通知」の解説と企業の留意点

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行

香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー

TEL (852) 2102-5486

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（在シンガポール）

TEL (65) 6805-3660

**One MIZUHO**  
Building the future with you

#### 免責事項

##### 1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

##### 2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

##### 3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

##### 4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。